

令和7年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第159号】

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 【議案第160号】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に
関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3 【議案第175号】三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について・・ 10

4 【議案第176号】三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について・・・・・ 19

5 【議案第177号】みえこどもの城の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・ 26

6 【議案第178号】三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について・・・・・ 33

《所管事項説明》

1 「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）」（中間案）について・・ 39

2 ヤングケアラー調査事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

3 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

《別冊》

・（別冊1）「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）」（中間案）

令和7年12月15日

子ども・福祉部

1 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備するものです。

2 改正内容

児童福祉法等の一部改正及びこれに伴う関係省令の改正に伴い、関係条例における項ずれ及び虐待等の禁止に係る根拠法令の規定を整備します。

関係条例は、以下のとおりです。

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（第 1 条）
- ② 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第 2 条）
- ③ 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第 3 条）
- ④ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第 4 条）
- ⑤ 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第 5 条）

3 施行期日

公布の日

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例案

右提 出 す る。

令和七年十一月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第一条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十八年三重県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準) 第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。 一 三 (略) 四 教育及び保育の内容 イ・ロ (略) ハ 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号(幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号)に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 五 七 (略)	(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準) 第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。 一 三 (略) 四 教育及び保育の内容 イ・ロ (略) ハ 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 五 七 (略)
(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第二条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
(虐待等の禁止) 第十二条 児童福祉施設の長及び職員は、当該児童福祉施設に入所している児童又	(虐待等の禁止) 第十二条 児童福祉施設の長及び職員は、当該児童福祉施設に入所している児童又

は当該児童福祉施設を利用している児童に対し、 <u>法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為</u> その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	は当該児童福祉施設を利用している児童に対し、 <u>法第三十三条の十各号に掲げる行為</u> その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	--

（三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第二十八条 指定福祉型障害児入所施設の管理者及び従業者は、障害児に対し、 <u>法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為</u> その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第二十八条 指定福祉型障害児入所施設の管理者及び従業者は、障害児に対し、 <u>法第三十三条の十各号に掲げる行為</u> その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
2 （略）	2 （略）

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年三重県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第八条 幼保連携型認定こども園の職員は、子どもに対し、 <u>法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為</u> その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第八条 幼保連携型認定こども園の職員は、子どもに対し、 <u>児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為</u> その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第十四条 一時保護施設の職員は、入所中	（虐待等の禁止） 第十四条 一時保護施設の職員は、入所中

の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備するものです。

2 改正内容

令和 4 年の児童福祉法の改正において、子ども家庭福祉の実務者の専門性向上を目的に、相談援助に必要な専門的な知識や技術を備えた者として「こども家庭ソーシャルワーカー」の認定資格が創設されました。

これに伴う内閣府令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に鑑み、次に掲げる関係条例において以下の職員の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えます。

(1) 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に配置される施設長

(2) 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

一時保護施設に配置される児童指導員

3 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

右提出する。

令和七年十一月二十五日

三重県知事 一見勝之

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(乳児院の長の資格等) 第二十九条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一・二 (略) 二の二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者 三 (略) 四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの 2 (略) (母子生活支援施設の長の資格等) 第三十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修	(乳児院の長の資格等) 第二十九条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一・二 (略) 三 (略) 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの 2 (略) (母子生活支援施設の長の資格等) 第三十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修

を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	一・二（略）	二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	三（略）	四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの	2（略）	（児童養護施設の長の資格等）	第五十五条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	一・二（略）	二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	三（略）	四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの	2（略）	（児童心理治療施設の長の資格等）	第七十九条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	一・二（略）	二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	三（略）
を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	一・二（略）	三（略）	四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの	2（略）	（児童養護施設の長の資格等）	第五十五条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	一・二（略）	三（略）	四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの	2（略）	（児童心理治療施設の長の資格等）	第七十九条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	一・二（略）	三（略）			

四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの 2 (略) (児童自立支援施設の長の資格等) 第八十六条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六条に規定する人材育成センター(第三号において「センター」という。) において行われる児童自立支援施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一・二 (略) 二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 三 (略) 四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの 2 (略)	四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの 2 (略) (児童自立支援施設の長の資格等) 第八十六条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六条に規定する人材育成センター(第三号において「センター」という。) において行われる児童自立支援施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一・二 (略) 三 (略) 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの 2 (略)
改正後 (児童指導員の資格) 第二十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 三 (略) 三の二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 四 十 (略)	改正前 (児童指導員の資格) 第二十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 三 (略) 四 十 (略)

(三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

2	知事が行う前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則別表第一に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。
2	知事が行う前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

3 三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について

1 指定管理者の指定

子ども・福祉部が所管している公の施設「三重県身体障害者総合福祉センター」について、令和 8 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和 60 年三重県条例第 1 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

2 対象施設

（１）施設名称

三重県身体障害者総合福祉センター

（２）設置場所

三重県津市一身田大古曽 670 番地 2

3 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県津市一身田大古曽 670 番地 2

名 称 社会福祉法人三重県厚生事業団

代表者 理事長 高野 吉雄

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

（１）指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 7 年 8 月 18 日から 9 月 19 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

・社会福祉法人三重県厚生事業団（三重県津市一身田大古曽 670 番地 2）

（２）指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 高橋 彩 （津市立三重短期大学教授）

委 員 田尻 由希子（三重弁護士会推薦弁護士）

委 員 坂口 知子（東海税理士会津支部推薦税理士）

委 員 野口 あゆみ（NPO 法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター事務局長）

委 員 黒宮 健一（公募）

イ 審査の経過

令和7年 8月 4日 第1回選定委員会（審査基準等の作成）

令和7年10月20日 第2回選定委員会（ヒアリング審査、最終審査）

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主要内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数 100点満点）

第1順位 社会福祉法人三重県厚生事業団 （評価点 76.8点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2

名 称 社会福祉法人三重県厚生事業団

代表者 理事長 高野 吉雄

カ 選定した理由

- ・一人ひとりの意向を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その支援に向けた良質で多様なサービスの提供等を法人の基本理念としており、施設の運営方針を十分理解した運営が期待できる。
- ・障害者支援施設及び身体障害者福祉センターA型としての事業を着実に実施するとともに、利用者のニーズに合わせたリハビリテーションや専門性の高い医療機関との連携強化、法人の持つノウハウ・ネットワークを生かしたより専門性の高いサービス提供など、施設の機能が発揮できる提案となっている。
- ・利用者の安全確保や事故防止、危険箇所等の早期発見、感染防止対策など具体的な対策が組織的に取り組まれるよう計画しており、利用者が安心して施設を利用できる提案となっている。
- ・利用者サービスを損なわない経費縮減策や医療・福祉との連携、SNS活用などの利用者促進策による収入確保など、これまでの管理運営の経験で培ってきたノウハウやスキルを活かした効率的、効果的な事業計画となっている。
- ・必要な資格を有する職員を配置するとともに計画的な人材育成が図られている。これまでの施設運営の実績もあり、継続的・安定的な運営が期待できる。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

障がい者の自立と社会参加に取り組んできた法人の特性を生かし、障害者支援施設と身体障害者福祉センターA型の機能を有機的に結び付け、医療と福祉の両面から、身体障がい者の多様なニーズに的確かつ効果的に対応することにより、県民サービスの向上が期待できる。

(2) 経費の縮減

職員配置の適正化や職員の資質向上等により業務の効率化が図られるとともに、コスト削減に関する職員の意識の徹底により、経費の縮減が期待できる。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 情報公開及び個人情報保護
- (3) 第三者による実施
- (4) 施設利用者の意見等の反映
- (5) リスク分担
- (6) 業務計画書の提出
- (7) 業務報告書の提出
- (8) 事業報告書の提出
- (9) 実施状況の調査、指示等

8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和7年	12月	指定管理者の指定
令和8年	3月	協定書の締結
	4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

別紙

三重県身体障害者総合福祉センター

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			社会福祉法人三重県厚生事業団	
1 事業計画の内容が、県民の 平等な利用を確保することが できるものであること	1 施設運営の基本的な方向性(運営方針) (1)施設運営の基本的な方向性 県における障がい者施策の基本方針を定めた「みえ障 がい者共生社会づくりプラン」の基本理念である「障がい の有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と 個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざ し、総合福祉センターでは、訓練や障がい者スポーツの 推進などを通じて、身体障がい者の自立と社会参加のた めの支援等の中心的役割を担うものとします。 (2)運営方針 ア 多様な障害福祉サービス等を提供する施設の 特色を活かし、障がい者の多様なニーズに応じ たリハビリテーションを提供することで、早期 の地域生活への移行及び地域生活の支援を行 います。 イ 質の高いリハビリテーションサービスの提供 に加え、障がい者の自己決定を尊重し、障がい 者が持つ本来の力を発揮できるよう、社会のあ らゆる活動に参加できるための支援を行います。 ウ 総合福祉センターで培ったノウハウを県内全 域に普及するとともに、積極的に地域との連携 を図ります。	15点	1 総合的な基本方針について 今の社会では、障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らし、共に生きていくことが求められています。こうした社会要請 に答えるべく、下記の基本理念に基づいて、県が導入する指定管理者制度を活かし、当法人が持つ知識や経験を取り入れて、より効 率的で質の高いサービスを提供します。利用者にとっての「当たり前の暮らし」を支え、県民サービスの向上と誰もが安心して利用できる 地域に開かれたセンターづくりを進めていきます。 ＜三重県厚生事業団基本理念＞ 一人ひとりの意向を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その支援に向けた良質で多様なサービスを提供 するとともに、県民の高い信頼を得る中で、全ての人々が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する 社会の実現に貢献します。 2 成果目標と自己評価 下記の数値目標を掲げ、法人基本理念の実現をはかるため、バランススコアカードによる戦略的経営を行います。 顧客の視点、財務の視点、内部プロセスの視点、学習と成長の視点という4つの視点ごとに「目標」「業績評価指標」を設定し、PDC Aサイクルで半期ごとに業務の見直しを行います。 ① 日中活動系サービス利用率 75% ② リハビリテーションの実施件数 4,700件 ③ 三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数 3,000名 ④ 地域生活移行率(地域生活移行者数／退所者数) 70%以上 ⑤ 職員のアイデアによる業務改善数 18件以上 ※④・⑤法人の独自目標 3 企業(団体)の社会的責任について 当法人は、社会の一員として地域社会に貢献できるよう、法令順守、リスクマネジメント、内部統制など、法人ガバナンスに取り組み、 適正な事業運営を行います。 ① 法令順守 社会福祉法や障害者総合支援法をはじめとする関係法令を順守します。(参考)三重県厚生事業団 職員行動指針 ② リスクマネジメント 当法人では、リスクマネジメントの一環として、体系的な職員研修を実施し、権利擁護約定解決に取り組みます。 ③ 内部統制としての第三者評価基準による自己評価の実施 ④ 監査法人による外部審査の受審 ⑤ 環境管理等について～環境配慮の推進～	11.5点
① 総合的な基本方針				
ア 管理運営の基本方針 が県の基本方針と合致し ているか				
イ 施設の特性や業務内 容を理解しているか				
ウ 指定管理者としての意 欲や熱意、責任が感じら れるか				
② 成果目標と自己評価				
ア 施設運営の成果目標 を達成するために、具体 的な提案がされているか	2 指定期間を通じて達成すべき成果目標 ア 日中活動系サービス利用率 毎年度75% イ リハビリテーションの実施件数 毎年度 4,700件 ウ 三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポ レク祭 参加人数 毎年度3,000人			
イ 自己評価の体制及び 基準は確立されているか				
③ 企業(団体)の社会的責 任				
ア 企業(団体)倫理、コン プライアンス(法令遵守)、 グリーン購入や省エネ等 環境管理への対応は適切 か				

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			社会福祉法人三重県厚生事業団	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること ① 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設に関する業務 ア 施設の業務基準を達成しているものであるか イ 施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか ウ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか ② 身体障害者福祉センターA型に関する業務 ア 施設の業務基準を達成しているものであるか イ 施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか ウ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか ③ 利用料金の設定や料金の収受方法、減免等 ア 利用料金の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか ④ 総合福祉センターの利用増大策、施設稼働率向上策 ア 施設の稼働率などを高めるための具体的な工夫がなされるなどの施設の利用を促進する方針がとられているか	1 総合福祉センターの事業の実施に関する業務 ア 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設に関する業務 ① 施設入所支援【入所定員40名】 ② 日中活動支援【定員60名】 a 自立訓練(機能訓練) b 自立訓練(生活訓練) c 就労移行支援 d 生活介護 ③ 短期入所事業【併設型定員2名、空床型】 イ 身体障害者福祉センターA型に関する業務 ① 各種相談の実施 ② リハビリテーションの実施 a 在宅障がい者に対する外来通院リハビリテーション b 在宅の要介護者に対する居宅サービス事業の実施 ③ 障がい者スポーツの推進 a 障がい者スポーツ指導員の養成 b 障がい者スポーツ教室の開催 c 運動施設(グラウンド・テニスコート等)の運営管理 d 全国障害者スポーツ大会への選手派遣業務 e 三重県障がい者スポーツ大会・スポレク祭の開催業務 ④ リフトバスの有効活用等 ⑤ 福祉用具製品化支援事業の実施 a みえテクノエイドセンターの運営 b 「みえ福祉用具フォーラム」の開催 c 中間ユーザー対象の研修会の開催 d 福祉用具展示室の運営 e 福祉用具に関する相談支援、データベース化 f 福祉用具に関する普及・啓発 g みえ福祉用具アイデアコンクール h ホームページの随時更新 i 自助具の製作 ⑥ 総合福祉センター全体の普及啓発 ⑦ 実習生及びボランティアの受入れ 2 総合福祉センターの利用料金の収受等に関する業務 ア 利用料金の額は条例に定める範囲内で知事の承認を受けて定めてください。 イ 利用料金の収受に関する規程を整備してください。また、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合は、後納、減免、返還等についても規程を整備してください。 3 利用促進に関する事項 ア 利用者を増加させる方策を検討してください。 イ 施設稼働率の向上に努めてください。	40点	1 総合福祉センター事業に関する事項 障害者支援施設と身体障害者福祉センターA型のもつ機能を有機的に結び付け、医療と福祉の両面から切れ目ないリハビリテーションを展開し、利用者にとってより利便性の高い支援体制を実現します。 ア 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設に関する業務 障害者支援施設では、肢体等に障がいのある方に、一人ひとりのニーズに合わせたリハビリテーションを行い、社会の一員として積極的に社会参加を果たせるよう支援します。 〈実施する業務〉 ① 施設入所支援【入所定員40名】 ② 日中活動支援【定員60名】 a 自立訓練(機能訓練) b 自立訓練(生活訓練) c 就労移行支援 d 生活介護 ③ 短期入所事業【併設型定員2名、空床型】 ・県からの別途委託により、高次脳機能障がい及びその関連障害に対する相談支援や普及啓発などを実施 ・機能回復を目的とした「医学的リハビリテーション」、社会生活力向上のための「社会リハビリテーション」、復職や新規就労を目的とした「職業リハビリテーション」を実施します。リハビリテーションの内容は一人ひとりのニーズに合わせ、個別支援計画に基づき決定しています。支援スタッフとしてサービス管理責任者、生活支援員、就労支援員等をはじめ、施設医、看護師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士を配置し、チームで支援をしていきます。 イ 身体障害者福祉センターA型に関する業務 身体障害者福祉センターA型は、各種相談の実施、リハビリテーションの実施、障がい者スポーツの推進等を担う拠点施設です。 当法人は、特に障がい者スポーツとリハビリテーションの分野において先駆的役割を果たし、長年にわたり蓄積したノウハウを基盤に、幅広い機関や人材ネットワークを形成してきました。今後は、医療と福祉の連携をさらに強化し、利用者一人ひとりの多様なニーズに的確にかつ迅速に答えられる事業展開を推進します。 2 利用料金の設定や料金の収受方法、減免等について 利用料金は、三重県身体障害者総合福祉センター条例に則り、下記のとおり運営します。 ・運動施設の利用料金は、条例どおりとしますが、障がいのある方が利用する場合は、無料とします。 ・利用については、身体障害者総合福祉センター窓口にて申込み書を記入の上、利用料金を前納していただきます。 ・障がいのある方が優先的に予約ができるよう、一般の方より予約受付期間を早めに設定します。 3 総合福祉センターの利用増大策、施設稼働率向上策について 総合福祉センターの利用増大、施設稼働率向上を図るため、以下の策を実施します。 ・広報活動 ホームページやパンフレットなどを定期的に更新し、広報誌「C」※の発行に加えて、YouTubeやInstagramなどのSNSを通じ、映像や写真で施設の魅力を広く発信します。地域住民や関係機関に向けて積極的に情報を届け、利用促進につなげます。 ※広報誌「C」は、近隣地区への回覧板配布や社協、リハビリテーション病院で活用され、年2回1,000部発行しています。 ・プログラムの充実 毎年プログラムを見直し、利用者の多様なニーズに応える魅力ある内容を提供します。リハビリテーションや障がい者スポーツなどを充実させ、継続的な利用と新規利用者の拡大を図ります。 ・関係機関との連携 三重大学医学部附属病院や七栗記念病院、松阪中央総合病院などの医療機関に加え、福祉施設や教育機関とも連携し、切れ目のない医療・福祉サービスを実現します。地域のネットワークを最大限に活かした協働により、総合的で利便性の高いセンターを運営します。 4 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映に関する方策について ・アンケートの実施 現状を正確に把握し改善につなげるため、半期ごとに利用者アンケートを実施します。結果は運営会議等において管理職が確認し、対応方針を検討するとともに、グラフ化して職員全員で共有します。 ・ご意見箱の設置 正面玄関、診療所窓口、障害者支援施設玄関付近にご意見箱を常設し、随時ご意見・ご要望を受け付けます。寄せられたご意見は速やかに内容を確認し、運営改善に反映します。 これらの取組を通じ、利用者の声を真摯に受け止め、利用者本位の運営を徹底するとともに、サービスの質向上を図ります。	32.5点

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			社会福祉法人三重県厚生事業団	
⑤ 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映 ア 利用者の声の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか ⑥ 施設の機能を活用した障がい者の地域生活を支える独自の提案 ア 施設の機能を十分に活用し、障がい者の地域生活を支えるような独自の提案がなされているか			5 施設の機能を活かした障がい者の地域生活を支える独自の提案について ・ボツリヌス療法相談の実施(障害者支援施設＋診療所) - 先進的機関である三重大学大学院医学系研究科リハビリテーション医学分野と連携し、ボツリヌス療法相談を実施します。 ・情報処理検定試験の実施(障害者支援施設) - 情報訓練で文書作成や表計算技能を習得し、センター内で検定試験も実施することで、就労に直結する実践的能力の取得を支援します。 ・自動車運転訓練の実施(障害者支援施設＋診療所)※県内で実車訓練を行っている福祉施設は当センターのみ - 中途障がい者の自動車運転再開に向け、ドライブシミュレーター等で評価を行い、敷地内訓練施設で実車訓練や提携の自動車学校での路上訓練を行います。	
3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること ① 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法 ア 維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持レベルを保つものであるか イ 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか ② 利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見策、感染防止対策等 ア 利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか イ 危険箇所・破損箇所・不要箇所の発見やその対処は適切な提案がなされているか ウ 感染防止対策・衛生管理の取組は具体的で効果的なものか	1 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ア 関連する法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理してください。 イ 利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。 ウ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。 エ 実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。また、業務委託による場合は、再委託先が必ず免許等を有していることが必要です。 オ 維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者の妨げにならないように配慮してください。 カ 施設・設備に不具合が発生した場合に、迅速かつ的確な措置を講じることができる組織体制を確保してください。 2 危機管理に関する事項 ア 災害及び事故等の不測の事態(以下「緊急事態等」という。)を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成してください。 イ 消防署等関係機関からの助言や指導があった場合は、直ちに改善してください。 ウ 危機管理に関する職員研修を行うとともに、緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検してください。 エ 緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講ずるとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報してください。	20点	1 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法について 総合福祉センターの安全性・快適性を確保し、利用者に安心してご利用いただける環境を維持することを最優先とし、そのために、関連法令を順守し、施設・設備を常に良好な状態に保つとともに、事故防止や衛生管理に十分配慮して管理運営を行います。 維持管理にあたっては、幅広い分野にわたり高い専門性が求められることから、食品管理などの衛生面(食中毒対策など)、安全対策(火気取扱いなど)、清潔な施設維持など一部の業務について外部委託を実施し、専門業者によるより精度の高い施設管理を行います。なお、業者の選定にあたっては競争入札などを行うとともに、委託業務の履行について随時点検します。 2 利用者の安全確保策、事故防止対策、危険箇所等の早期発見策、感染防止対策等について ア 防火管理の徹底・万が一火災が発生した場合の利用者の安全確保を図るため消防計画を策定し、毎年度見直しを実施し、洪水や地震に備えます。 イ 利用者の安全と安心を最優先に、事故防止・危険箇所の早期発見・感染症対策等について、安全確保策を講じ、組織的に取り組みます。 ・AEDや非常用設備を整備するとともに、各種訓練を定期的 to 実施し、全職員が迅速かつ的確に対応できる体制を確保します。 ・リハビリや障がい者スポーツにおける転倒等のリスクを想定し、環境整備と職員の安全意識向上を通じて事故防止を図ります。 ・建物内外の巡視を定期的に行い、危険箇所を速やかに把握・是正します。加えて、専門業者による点検を実施し、施設の安全性を確保します。 ・手指消毒や換気などの感染症対策や、食中毒防止やアレルギー対策を徹底し、清潔で安心できる環境を維持します。 3 緊急時・事故発生時の対応等危機管理対策について 利用者の生命と安全を守ることを最優先とし、災害や事故等の緊急事態に備えた危機管理体制を確立します。特に、県の地域防災計画や南海トラフ地震臨時情報への対応を含め、実効性のある体制づくりを進めます。 ・マニュアルについては現況に応じて随時改定し、全職員が理解・活用できるよう徹底します。ヒヤリハット事例の検証、共有により、事故の未然防止に努めます。万が一の事故時には「事故報告書」で速やかに情報共有し、県の「障がい関係施設等における事故等発生報告マニュアル」に沿って関係機関へ報告します。 ・全職員対象に危機管理研修、防災・防犯訓練を定期的 to 実施します。 ・防犯カメラによる常時監視と必要備品を整え、不測の事態にも迅速に対応できる体制を確保します。 ・災害時も施設運営を継続できるよう、事業継続計画(BCP)を策定し、電力・水道等のライフライン寸断を想定した対応策を準備します。	
			13.9点	

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			社会福祉法人三重県厚生事業団	
③ 緊急時・事故発生時の対応等危機管理 ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	3 衛生管理に関する事項 ア 感染症等の発生状況について情報収集し、予防に努めてください。 イ 感染症等の発生や疑いがある場合は、県、保健所等に連絡し、2次感染を防ぐため必要な措置を講じてください。 ウ 感染症等の発生時の対応については、県や保健所との連携のもと、あらかじめ対応方針を決めてください。 エ 臨時に休館しなければならないと判断する場合は、県と協議のうえで実施し、関係機関に連絡してください。 オ 食品を扱う場合は、食中毒、食物アレルギーの予防に努めてください。		4 個人情報保護、情報公開について 法令や条例を順守し、適正な管理体制と透明性の高い運営を通じて、安全で開かれた福祉サービスの提供を目指します。 ・個人情報保護への取組 関係法律や条例に基づき、個人情報保護方針や実施要領を定め、適正に管理します。 ・情報セキュリティ対策 情報漏洩や不正使用を防止するため、アクセス権限の管理等を行うとともに、全職員を対象とした定期研修やヒヤリハットの事例の共有により、セキュリティ意識の向上を図ります。 ・情報公開への取組 条例に則り、情報公開実施要領・情報公開事務取扱要領を整備し、管理文書開示制度を適正に運用するとともに、運用状況を県に報告します。	
④ 個人情報保護、情報公開 ア 個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか	4 管理を通じて取得した個人情報の取扱い等 ア 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）第66条第2項及び第67条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、総合福祉センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。 イ 指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、総合福祉センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。		5 県が推進する施策への配慮について 障害者差別解消法の趣旨等に則り、障がいによる理由とする差別の解消と合理的配慮の徹底に努めます。 ・障がいの有る方一人ひとりの状況に応じた柔軟な対応を行い、合理的配慮の提供を行います。 ・障がいを理由とする不当な差別的取扱いを排除するとともに、段差解消や情報保障など環境の整備を行い、誰もが利用しやすい施設運営を図るとともに、職員研修を毎年度実施し、障害者理解と人権意識の向上に継続的に取り組みます。 ・そのほか、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザインのまちづくり等、県が推進する施策に配慮します。	
⑤ 県が推進する施策に準拠する管理運営 ア 障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、花とみどりの活用、市町消防団への協力、自然災害防災対応、地域安全対策に配慮した提案となっているか	5 県施策への協力 障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、花とみどりの活用、市町消防団への協力、自然災害防災対応、地域安全対策等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めること。			

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			社会福祉法人三重県厚生事業団	
4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること	1 指定管理に係る指定管理料 県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費(以下「指定管理料」という。)の総額は、次に示す額を上限とします。 なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。 指定管理料の額 1,070,985千円以内(5年間)(消費税及び地方消費税を含む。)	15点	1 収支計画の積算の考え方について 収支計画は、社会福祉法人会計基準に基づき、事業活動計算書(サービス活動増減の部を中心に)の形式をもとに積算。 令和8年度から令和12年度までの5年間について、収益と費用を体系的に整理し、収入と支出の均衡を図ることで、健全かつ安定した財務運営を目指します。 <収益の考え方> ア 利用料収入 自立支援給付費収益、介護保険事業収益、医療事業収益、運動施設収益、その他事業収益を含み、令和6年度実績を基準に見込む イ 指定管理料 県との協議に基づき、適正に算定される指定管理料を計上 ウ その他の事業収益 自主事業による収入を含む <費用の考え方> ア 人件費 定期昇給を見込み、毎年度一定の増を考慮 イ 事業費・事務費 利用者サービスを維持しつつ、合理化・効率化を図り積算 ウ 減価償却費 既存資産の耐用年数をもとに計上 エ その他の費用 各種維持管理費、保険料等を含む <収支バランス> 収益合計と費用合計は同額とし、サービス活動増減差額は0とし、収支の均衡を基盤とした健全な財務運営を実現します。 <工事期間中の収支見込み> 令和8年8月から令和10年2月に予定されている大規模改修工事については、利用料収入や経費への影響が不確定な要素を多く含むため、本収支計画への反映は限定的としています。詳細は工事計画確定後、県との協議に基づき適切に対応します。 ◎各年度における指定管理料 令和8年度 214,197千円 令和9年度 214,197千円 令和10年度 214,197千円 令和11年度 214,197千円 令和12年度 214,197千円	10.8点
① 収支計画の考え方				
ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られ、十分実施できる収支計画となっているか	(内訳)各年度における指定管理料概算額 令和8年度 214,197千円 令和9年度 214,197千円 令和10年度 214,197千円 令和11年度 214,197千円 令和12年度 214,197千円			
② コスト削減の考え方				
ア 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか				
③ 収入確保に関する事項				
ア 収入確保につながるような独自の提案がなされているか			2 コスト削減の考え方について 利用者サービスを損なわず効率的な運営を行うため、次の点を重点とします。 ・エネルギーコストの縮減 LED照明の導入、空調温度適正化、燃料使用量の比較管理 ・外部委託業務の精査 清掃・警備等の契約を見直し、競争性・効率性の高い業者選定を徹底 ・事務費節減 ペーパーレス化、契約プランの見直し、共同調達によるコスト削減 ・工事期間中の効率化 一部設備停止に伴い、光熱水費等の削減を実現 3 収入確保に関する事項について 利用率の向上を柱としつつ、事業の特性に応じた多角的な取組により、安定した収入基盤の確保を目指します。 ・障害者支援施設 支援プログラムをさらに充実させ、利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを展開することで、利用率の向上と自立支援給付費収益の安定確保を図ります。 ・医療・介護事業 リハビリテーションの質を高め、診療所利用件数の増加につなげます。加えて診療報酬や介護報酬の改定にも柔軟に対応し、収益の安定化を進めます。 ・広報・情報発信 ホームページやパンフレットに加え、YouTube・Instagram等のSNSを活用し、情報発信を強化します。これにより、地域住民や関係機関との接点を拡大し、新規利用者の獲得を促進します。	

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			社会福祉法人三重県厚生事業団	
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること	1 人員配置・組織等に関する事項 ア 人員配置等 ① 施設を効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制としてください。 ② 施設を効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制としてください。 イ 人材育成 ① サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員研修の定期的な開催や、福祉に関する研修への派遣などの人材育成を図ってください。 ② 公の施設の管理者として必要な人権研修等を行ってください。	10点	1 人員の確保、職員の雇用形態等について 働きやすい環境を整え、公正な組織運営に努め、効率的な業務遂行を図ります。 正規31名、専門員（常勤の非正規職員）10名、非常勤職員9名 2 業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーションについて 業務内容に応じ、必要な資格を有する職員を効果的に配置します。利用者ニーズへの対応が途切れることがないよう、勤務シフトを工夫します。特に、障害者支援施設においては、人員基準に基づく他、夜勤対応を2名とするなど、適切な職員配置を行います。 ◎国家資格保持者の配置 医師1名、看護師3名、理学療法士2名、作業療法士5名、言語聴覚士1名、公認心理師2名、社会福祉士6名、介護福祉士12名、管理栄養士1名 3 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画について 公の施設の管理者としての使命を果たすため、人材を最大の資源と位置づけ、職員の能力向上と組織の活性化を経営の基盤として推進していきます。常に質の高いサービスを提供するため、体系的かつ計画的に人材育成に取り組みます。研修体系を法人研修、職場研修、自己啓発の3つに分けて、計画的に実施していきます。 4 持続的・安定的に運営できる財政的基盤について 当法人は、令和6年度決算において純資産5,018,585,703円を計上し、堅実な財政基盤を有しており、社会福祉法人として長年にわたり安定した経営を維持しており、総合福祉センターの運営を担うに足る安定性を備えています。また、利用料収入や事業収益、指定管理料を基礎としつつ、人件費や維持管理費などの主要経費について計画的な管理を行い、着実な財政運営を進めています。無理のない収支管理により、安定した経営基盤を確保しています。 これらの取組により、当法人は将来にわたって持続的かつ安定的に総合福祉センターの管理運営が行うことが可能であり、財政面からも確かな基盤を備えていると考えています。 ☐ ☐	8.1点
総合審査結果		100点	76.8点	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	三重県津市一身田大古曽670番地2 社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 高野 吉雄
選定委員会の講評	選定委員会において審査を行った結果、次の理由により社会福祉法人三重県厚生事業団が指定管理者候補者として相応しいと判断しました。 ・一人ひとりの意向を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その支援に向けた良質で多様なサービスの提供等を法人の基本理念としており、施設の運営方針を十分理解した運営が期待できる。また、定期的に自己評価を行うことにより、成果目標の達成状況を分析し、定期的に業務改善を図られたい。 ・障害者支援施設及び身体障害者福祉センターA型としての事業を着実に実施するとともに、利用者のニーズに合わせたリハビリテーションや専門性の高い医療機関との連携強化、法人の持つノウハウ・ネットワークを生かしたより専門性の高いサービス提供など、施設の機能が発揮できる提案となっている。 ・利用者の安全確保や事故防止、危険箇所等の早期発見、感染防止対策など具体的な対策が組織的に取り組まれるよう計画しており、利用者が安心して施設を利用できる提案となっている。 ・利用者サービスを損なわない経費縮減策や医療・福祉との連携、SNS活用などの利用者促進策による収入確保など、これまでの管理運営の経験で培ってきたノウハウやスキルを活かした効率的、効果的な事業計画となっている。 ・必要な資格を有する職員を配置するとともに計画的な人材育成が図られている。これまでの施設運営の実績もあり、継続的・安定的な運営が期待できる。

4 三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について

1 指定管理者の指定

子ども・福祉部が所管している公の施設「三重県視覚障害者支援センター」について、令和 8 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県視覚障害者支援センター条例（平成 17 年三重県条例第 41 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

2 対象施設

（１）施設名称

三重県視覚障害者支援センター

（２）設置場所

三重県津市桜橋二丁目 131 番地 三重県社会福祉会館 1 階

3 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県津市桜橋二丁目 130 番地
名 称 社会福祉法人三重県視覚障害者協会
代表者 理事長 中島 信哉

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

（１）指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 7 年 8 月 18 日から 9 月 19 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

・社会福祉法人三重県視覚障害者協会（三重県津市桜橋二丁目 130 番地）

（２）指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長	高橋 彩	（津市立三重短期大学教授）
委 員	田尻 由希子	（三重弁護士会推薦弁護士）
委 員	坂口 知子	（東海税理士会津支部推薦税理士）
委 員	野口 あゆみ	（NPO 法人伊勢志摩バリアフリースターセンター事務局長）
委 員	黒宮 健一	（公募）

イ 審査の経過

令和7年 8月4日 第1回選定委員会（審査基準等の作成）

令和7年10月6日 第2回選定委員会（ヒアリング審査、最終審査）

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数 100点満点）

第1順位 社会福祉法人三重県視覚障害者協会（評価点 77.6点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県津市桜橋二丁目130番地

名 称 社会福祉法人三重県視覚障害者協会

代表者 理事長 中島 信哉

カ 選定した理由

- ・平成18年度のセンター設立時から指定管理を受託し、適切に運営してきた実績を有しており、蓄積されたノウハウの活用や事業の継続的な実施等、安定した施設運営が期待できる。
- ・視覚障がい者を取り巻く現状と課題を把握し、利用者の需要に応じた適切なサービスを提供することが期待できる。
- ・県が示す施設運営の基本的な方向性及び運営方針に沿った提案であり、視覚に障がいがある方に対して、視覚に障がいがない方と同じように日常生活及び社会生活を送ることができるように支援する等、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が目指す共生社会の実現に寄与する内容となっている。
- ・県が求める事項のみならず、申請団体独自の取組が提案されており、県民サービスの向上が期待できる内容となっている。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

（1）県民サービスの向上

視覚障がい者の自立と社会参加に取り組んできた法人の特性を生かし、視覚障がい者の多様なニーズに的確かつ効果的に対応することにより、県民サービスの向上が期待できる。

（2）経費の縮減

職員配置の適正化や職員の資質向上等により業務の効率化が図られるとともに、コスト削減に関する職員の意識の徹底により、経費の縮減が期待できる。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 情報公開及び個人情報保護
- (3) 第三者による実施
- (4) 施設利用者の意見等の反映
- (5) リスク分担
- (6) 業務計画書の提出
- (7) 業務報告書の提出
- (8) 事業報告書の提出
- (9) 実施状況の調査、指示等

8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和7年	12月	指定管理者の指定
令和8年	3月	協定書の締結
	4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

別紙

三重県視覚障害者支援センター

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容	
				社会福祉法人三重県視覚障害者協会	
1	事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること	1 施設運営の基本的な方向性（運営方針） （１）基本的な方向性 県における障がい者施策の基本方針を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、点字図書館業務及び視覚障がい者の生活相談・生活訓練等の業務を行うほか、講習会・講演会等の場として、視覚障がい者を支援する点訳ボランティア等にも施設の提供を行い、視覚障がい者の自立と社会参加の推進を図る中心的役割を担うものとします。 （２）運営方針 ア 視覚障がい者へ適切な情報提供を行うとともに、視覚障がい者の多様なニーズに応じた生活訓練等を実施します。 イ 視覚障がい者が気軽に生活・教育・就労等に関する相談ができ、日常生活用具の紹介や生活訓練についても適切に行えるような環境を整えます。 2 公平な施設の供用 施設の供用にあたっては、県民の利用に関し公平性を確保することとします。	20点	1 三重県視覚障害者支援センターの運営上の基本方針 社会福祉法人三重県視覚障害者協会（以下「本協会」という。）は、三重県視覚障害者支援センター（以下「支援センター」という。）が、三重県内に居住等をしている視覚に障がいがある方に対して、視覚に障がいがない方と同じように日常生活及び社会生活を送ることができるように支援するための施設であることを深く認識し、次の本協会の経営方針のもと、視覚障がい者の自立と社会参加推進のため、適切な情報提供を行うとともに、多様なニーズに応じた生活訓練等を実施します。 また、視覚障がい者やその家族等が気軽に生活・教育・就労等に関する相談ができ、日常生活用具の紹介や生活訓練についても適切に行えるような環境を整えます。 運営方針 （１）業務品質の向上 支援センターを利用する視覚障がい者等が、満足できる良質のサービスと業務の品質を高めます。 （２）コスト削減の徹底 限られた予算の中で、最大限の効果があげられるよう創意工夫に努めます。 また、常に経費について心を配り、無駄な部分を排除します。 （３）利用する者が利用し易い環境づくり 視覚障がい者及びそれを支えるボランティアが、多く利用する施設であることを念頭に置き、利用者の立場に立った環境づくりに努めます。 2 県民の公平な利用の確保についての方策 支援センターは、視覚障がい者の福祉を推進するために設置された公の施設であり、管理運営にあたっては、県民の平等かつ公平な利用の機会が確保されることが必要です。本協会会員の区別なく一人でも多くの視覚障がい者にセンターを利用していただけるよう、最大限努めていくことは、県公施設としての役割です。 本協会では、その責務を果たすため、次に掲げる方策を実施します。 （１）支援センターの設置目的（役割）の説明と周知 支援センターの設置目的（役割）を多くの方に知っていただくため、市町や関係機関と連携してその周知に努めます。 具体的には、身体障害者手帳取得の際に訪れる市町の担当課、社会福祉協議会、眼科医の窓口支援センターを紹介したリーフレットを配置し、訪れる方に渡していただくようお願いをします。また、こうした関係者の集まりに出席し、支援センターの役割・事業内容について理解を求めます。 （２）情報誌、ホームページの活用 広く県民に支援センターをアピールし、利用を喚起するため、毎月情報誌を作成・発行するほか、ホームページや各メディアを積極的に活用し情報提供を行います。特に毎月作成・発行する三重県視覚障がい者生活情報誌「はなしょうぶ」は、センター活動状況の記事を中心に、近年増加している多くの中途視覚障がい者に新たにセンターを利用していただくよう、センター機能についての情報発信を充実させます。 （３）アウトリーチ活動 遠方への外出が困難な視覚障がい者への対応として、日常生活用具の出張展示会、歩行訓練やパソコン指導・家事管理などの訪問指導・訓練をより充実させます。 （４）土曜開館（試行）の継続 土曜日の開館（試行）を続け、平日に訪れにくい利用者、ボランティアの利便を図ります。	17.6点
	総合的な基本方針	①管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか			
		②施設の特性や業務内容を理解しているか			
		③指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか			
	県民（利用者）の公平な利用の確保	④利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか			

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容	
				社会福祉法人三重県視覚障害者協会	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること	施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上	1 業務の内容（要求水準） （1）点字図書館事業の実施に関する業務 ・点字図書・録音図書・点字雑誌・録音雑誌（以下「図書等」という。）の製作（図書等の製作：年間300タイトル程度） ・点字図書等の管理と貸出 ・図書等に関する相談、情報提供（図書館だより発行：年間12回程度） （2）点訳、音訳ボランティアの育成及び支援の実施に関する業務 ・点訳奉仕員養成（点訳奉仕者養成講習会（初級）：年間5日程度・20名程度で実施、点訳奉仕者養成講習会（中級）：初級修了者を対象に年間20日程度で実施） ・音訳奉仕員養成（音訳奉仕者養成講習会：年間40日程度・20名程度で実施） ・スキルアップ講習会（年間12回程度実施） （3）三重県聴覚障害者支援センターで実施する盲ろう者通訳・介助員養成講座の支援 （4）地域生活の支援に関する業務 ・生活相談 ・生活訓練 ・ICTサポート（ICTサポーター等の養成研修の実施：年間2回、ICTの利用に関する相談・指導件数：年間240件程度） ・情報支援機器の貸出 ・日常生活用具の展示、紹介 ・防災に関する研修会及び災害発生時における情報支援活動（防災に関する研修会の実施：年間1回） （5）その他の事業の実施に関する業務 ・視覚障がい者に対する各種情報の提供（「県政だより」点訳版・録音版の発行：年間12回、「みえ県議会だより」点字版・録音版の発行：年間7回、視覚障がい者生活情報誌の発行：年間12回、点字JBニュースの放送：週1回、図書館だより等の録音版への登録） ・小中学校等に対する視覚障がい者福祉の普及啓発 ・視覚障がい者と奉仕員等との情報交換会等	45点	1 センター事業の実施に関する事項（年度目標） （1）点字図書館事業 ・図書製作（年間300タイトル程度） ・図書貸出・閲覧（年間102,000タイトル） ・図書等に関する相談・情報提供（「図書だより」を年間12回以上発行） （2）点訳・音訳ボランティア等の育成・支援事業 ・点訳ボランティア初級講習会（年5日程度、20名程度） ・点訳ボランティア中級講習会（初級修了者を対象に年20日程度） ・音訳ボランティア講習会（年40日程度、20名程度） ・スキルアップ講習会（年12回程度） （3）盲ろう者通訳・介助員養成講座の支援 （4）生活相談及び訓練事業等 ・生活相談（電話相談：休館日を除く毎日、面接相談：休館日を除く毎日） ・生活訓練（年間600人） ・ICTサポート（ICTサポーター相談・指導等：年間240件程度、ICTサポーター養成研修会：年2回程度） ・情報支援機器の貸出 ・日常生活用具等の展示 ・防災に関する研修会の開催（年1回） （5）情報提供事業 ・「県政だよりみえ」点字版・録音版の発行（年12回） ・「みえ県議会だより」点字版・録音版の発行（年7回） ・視覚障がい者生活情報誌の発行（年12回） ・点字JBニュースの発行（週1回） ・図書だより発行・録音版への登録（年12回以上） （6）小中学校等に対する視覚障がい者福祉の普及啓発 （7）社会参加促進事業 ・スポーツ活動促進 ・文化活動促進 ・視覚障がい者と点訳・音訳ボランティア等との交流会 2 図書貸出増加について 利用者アンケートなどにより、利用者の読みたい本やトレンドを把握し、点訳・音訳に反映させるとともに、「図書だより」を年12回程度発行し、情報の提供に努めます。 また、デジター図書の利用拡大を図るため、プレクストークの貸出を引き続き行うとともに、「サビエ図書館」の会員登録についても普及・拡大を図ります。 視覚障がい者生活情報誌にも、図書館の貸出状況を周知する記事を適宜掲載するとともに、図書の様々な情報も記事にします。 3 利用者の声の把握、管理運営への反映方策 毎年1月に支援センターアンケートを実施します。当該アンケートは、20問ほどの設問とし、個々の支援センターのサービスの評価を聴きます。そして、当該アンケートの結果は本協会役員、支援センター職員で共有し、対応を検討するとともに、毎年3月の視覚障がい者生活情報誌に当該アンケートの結果を詳細な記事にし、風通しのよい支援センターとしていきます。 また、意見箱による意見・要望、また、利用者やボランティアの皆様との日常のやりとりの中で得た気づき・情報についても、支援センター内で情報共有するとともに、課題に対してはその解決策を話し合います。こうしたことにより、風通しのよい職場環境をつくり、課題の早期解決、サービスの充実・改善につなげます。 4 施設の稼働率を高めるための方策について 支援センターは津駅から比較的近く、支援センターに至る歩道には点字ブロックも整備されているなど、視覚障がい者にとっては来所しやすい場所であり、今後も様々な行事への利用促進を図るとともに、関係団体、ボランティア等に研修室の貸出を行い施設の有効利用を図ります。 また、土曜日の開館試行を続け、音訳ボランティアによる録音室の利用、貸出作業ボランティアの活動など施設の有効利用を図ります。 5 自主事業の実施 本協会では現在県内12の支部が活動しており、これまでも支援センター事業の実施については、連携・協力をしてきましたが、今後も、点字指導、パソコン教室、講演会、料理教室、地域の小中学校への人権啓発活動、「国際白杖の日」及び「視覚障害者ガイドヘルパーの日」における街頭啓発などで支部と協働するとともに、地域の点訳・音訳ボランティアとの連携・協働体制を整えていくこととします。 土曜日の開館（試行）を続け、平日に訪れにくい利用者、ボランティアの利便を図ります。 6 成果目標について （1）貸出タイトル数：102,000タイトル （2）訓練参加者数：600人 7 業務に対する自己評価 支援センターの業務に対し、定期的に（年2回）自己評価を行い、さらなる業務の改善を目指します。 自己評価を行うにあたり、支援センターの利用者など約1,000人を対象にしたアンケートを年1回実施します。 定期的に利用者の声・意見を把握するため、支援センター内にご意見箱を設置します。また、利用者、ボランティアなどとの日常的な交流を通じていただく意見や要望なども自己評価に反映させます。	37.0点
	①点字図書館事業の実施に関する業務				
	②				
	③地域生活の支援に関する業務				
	④その他の事業の実施に関する業務 ・視覚障がい者に対する各種情報の提供 ・小中学校等に対する視覚障がい者福祉の普及啓発 ・視覚障がい者と奉仕員等との情報交換会等				
	⑤利用者を増やす具体的な取組が提案されているか	2 サービスの向上、安全の確保 施設を清潔に保つとともに、来館者に対するサービスの向上と安全の確保を図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応してください。			
	⑥利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか	3 利用者の声の把握 センターの利用者へのサービス向上等の観点から、アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告していただきます。			
	⑦施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか	4 自主事業の実施 指定管理者は、センターの設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができず。			
	⑧施設の機能を活用した具体的な独自提案（自主事業）がされているか	5 指定期間を通じて達成すべき成果目標 （1）図書等の貸出数：年間102,000タイトル （2）生活訓練の参加者数：年間600人			
	⑨	6 業務に対する自己評価 センターの行う業務に関し、定期的に自己評価を行うこととします。（年間2回程度）			
	・成果目標は、適切に設定されているか				
	・自己評価の体制及び基準は確立されているか				

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容	
				社会福祉法人三重県視覚障害者協会	
3	事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること	1 センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・管理物件を良好に維持管理してください。 ・利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。 ・危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。 ・維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者の妨げにならないように配慮してください。 ・センターの施設及び設備に関する保守管理費及び光熱水費等の維持管理に関する経費については、センターの面積に応じた負担を、三重県又は三重県社会福祉会館全体の維持管理を受託する法人の請求に基づき指定管理料から支払うこととします。	10点	1 支援センターの施設及び設備の維持管理に関する事項 支援センターの管理運営については、利用者の安全確保を第一とします。そのため、様々な機会を利用して、積極的に職員の研鑽を行い安全意識、危機管理意識の高揚を図ります。 また、支援センター内の大研修室、小研修室、相談室、パソコン室、録音室などを、業務に支障の無い限り、視覚障がい者や、点訳・音訳ボランティア等の独自活動（講演会、研修会、独自の視覚障がい者支援活動、諸会議等）に活用していただくとともに、パソコン、点字プリンター、テープやＣＤのコピー機器等も利用提供し、それらの活動を支援します。 （１）施設の防災対策について 支援センターは、三重県社会福祉会館の１階の一部にあり、その火災、震災等の予防及び人命の安全確保並びに被害を最小限に留めることについては、「三重県社会福祉会館消防計画」により実施します。 また、ヘルメット・防災ずきん、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）を常備し、いざというときに備えます。 （２）施設・設備の適切な維持管理及び感染症防止 支援センター施設・設備の修繕箇所の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに県に報告するとともに、「リスク分担表」に基づき、早期の改修に努めます。 また、施設・設備の使用については、細心の注意と清潔さに心を配ります。 なお、各種保守点検及び清掃については、他者が行うこととされていますが、気づいた点について依頼するとともに、その実施状況についての報告等に協力します。 感染症の拡大防止対策が必要な場合などは、速やかに県、保健所に連絡し、県、保健所と連携の上対応方針を定め、支援センター職員や施設利用者に徹底していきます。	6.0点
	安全かつ快適な施設管理の確保	①利用者の安全の確保、事故防止、危険箇所の発見とその対処に関する取組は適切か			
	適切な運営管理の確保	②危機管理対策、個人情報保護、環境に配慮した維持管理への取組は適切か			
4	事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること	1 指定管理に係る指定管理料 県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。 なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。 指定管理料の額：290,375千円以内（５年間） （内訳）令和８年度 58,075千円 令和９年度 58,075千円 令和10年度 58,075千円 令和11年度 58,075千円 令和12年度 58,075千円	5点	1 収支計画 （１）収支計画の積算の考え方 人件費については、必要経費ですが、５年間の指定管理期間の中で、定期昇給等による増額分、正規職員の昇任分、非常勤職員の賃金見直し分のほかは、新陳代謝を図りながら、抑制していきます。人件費の通増については、事業費の通減で補うこととし、収支均衡を図っていきますが、そうした中でも事業費の確保については、最大限注力していきます。 （２）コスト削減の考え方 職員配置の適正化、研修などによる職員の資質向上、加盟する全国ネットワークの有効利用、情報の共有などにより、業務の効率化を図るとともに、業務内容の改善、分担の見直しなどについて意見交換を行い業務品質の向上に努めます。 物品調達においては、複数社から見積もりを取るなど競合を原則とし、また、在庫管理の徹底、職員一人ひとりのコスト意識の徹底を図るとともに、節電、節水などに努めます。 指定管理料の額：290,375千円（５年間） （内訳）令和８年度 58,075千円 令和９年度 58,075千円 令和10年度 58,075千円 令和11年度 58,075千円 令和12年度 58,075千円	3.2点
	施設の管理にかかる経費の節減	①計画が実行可能な内容であり、経費節減につながるものとなっているか			

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容	
				社会福祉法人三重県視覚障害者協会	
5	事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること	1 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 「第38条 点字図書館に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 一 施設長 一 二 司書 一以上 三 点字指導員 一以上 四 貸出閲覧員又は情報支援員 一以上 五 校正員又は音声訳指導員 一以上 2 点字図書館には、前項に掲げる職員に加えて、当該点字図書館の運営に必要な職員を置かなければならない。」	20点	1 運営体制及び組織 支援センターの設置目的や役割を達成するためには、優秀な人材の確保が必要です。支援センターの運営管理を行う人材確保にあたっては、次の方針で配置します。なお、業務の効率化等の観点から、「音訳指導員」及び「図書館業務員」と「司書」は兼務とします。 ・所長 1名 ・次長 1名 ・点字指導員 1名 ・司書 2名 ・音訳指導員 1名（司書と兼務） ・生活訓練担当 1名 ・ICTサポート等担当 2名 ・予算経理・管理担当 1名 ・情報支援等担当 2名 ・図書館業務員 3名（内1名司書と兼務）	13.8点
	管理体制の確保	①専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか			
		②職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか		2 人材育成・研修 日常の業務を通じて生じる課題について、情報を共有し、組織又は個別の対話により分析・解決を図るなど、日々職員の職務遂行能力の向上に努めます。 支援センター業務に求められる能力のアップを図るため、積極的に外部の研修会に参加を促し資質向上を図るとともに、全国視覚障害者情報提供施設協会（全視情協）、中部ブロック点字図書館等連絡協議会、日本盲人社会福祉施設協議会（日盲社協）などの各種研修会に企画立案・運営など主体的に関わり役割を果たします。	
	経営能力	③安定的な運営ができる経営的基盤となっているか			
		④施設の管理運営にかかる実績があるか			
総合審査結果			100点	77.6点	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	三重県津市桜橋二丁目130番地 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 理事長 中島 信哉
選定委員会の講評	選定委員会において審査を行った結果、次の理由により社会福祉法人三重県視覚障害者協会が指定管理候補者として相応しいと判断しました。 ・平成18年度のセンター設立時から指定管理を受託し、適切に運営してきた実績を有しており、蓄積されたノウハウの活用や事業の継続的な実施等、安定した施設運営が期待できる。 ・申請団体は、「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること」を目的とした団体であり、視覚障がい者を取り巻く現状と課題を把握し、利用者の需要に応じた適切なサービスを提供することが期待できる。 ・県が示す施設運営の基本的な方向性及び運営方針に沿った提案であり、視覚に障がいがある方に対して、視覚に障がいがない方と同じように日常生活及び社会生活を送ることができるように支援する等、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が目指す共生社会の実現に寄与する内容となっている。 ・県が求める事項のみならず、申請団体独自の取り組みが提案されており、県民サービスの向上が期待できる内容となっている。

5 みえこどもの城の指定管理者の指定について

1 指定管理者の指定

子ども・福祉部が所管している公の施設「みえこどもの城」について、令和 8 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、みえこどもの城条例（平成元年三重県条例第 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

2 対象施設

（１）施設名称

みえこどもの城

（２）設置場所

三重県松阪市立野町 1291 番地

3 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県松阪市立野町 1291 番地

名 称 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

代表者 代表理事 中山 恵里子

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

（１）指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 7 年 8 月 15 日から 9 月 16 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

- ・公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（三重県松阪市立野町 1291 番地）

（２）指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長	平松 喜代江	（ユマニテク短期大学学長）
委 員	紀平 理絵	（三重県母子生活支援施設協議会会長）
委 員	中西 正洋	（三重弁護士会推薦弁護士）
委 員	安井 広伸	（日本公認会計士協会東海会推薦公認会計士）
委 員	対馬 あさみ	（公募）

イ 審査の経過

令和7年 7月28日 第1回選定委員会（審査基準等の作成）

令和7年10月17日 第2回選定委員会（ヒアリング審査、最終審査）

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数 450点満点）

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（評価点 350点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県松阪市立野町1291番地

名 称 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

代表者 代表理事 中山 恵里子

カ 選定した理由

- ・これまで4期20年間にわたる指定管理者としての実績があり、みえこども城の管理運営のノウハウ及びスキルを十分有している。
- ・利用者のニーズに応えたサービス提供に取り組んでおり、移動児童館の充実など新規利用者開拓に向けた新しい取組を行っている。
- ・ジョブローテーション等により職員の人材育成に取り組んでいる。財政的にも問題なく、今後も安定した運営が期待できる。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

（1）県民サービスの向上

子どもが豊かに育つために、子どもが企画運営に参画したイベントを実施するなど、さまざまな体験の機会を提供している。また、地域のボランティア、企業、大学等のさまざまな団体と協働し、体験内容のさらなる充実に取り組んでおり、県民サービスの向上が期待できる。

（2）経費の縮減

新規利用者の開拓、リピーターの確保、団体利用の促進により、事業収益の確保に取り組んでいる。また、職員配置の適正化や人材育成による業務効率化、施設の保守点検の徹底及び計画的な修繕により、経費の縮減が期待できる。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 情報公開及び個人情報保護
- (3) 第三者による実施
- (4) 施設利用者の意見等の反映
- (5) リスク分担
- (6) 業務計画書の提出
- (7) 業務報告書の提出
- (8) 事業報告書の提出
- (9) 実施状況の調査、指示等

8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和7年	12月	指定管理者の指定
令和8年	3月	協定書の締結
	4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

みえこどもの城

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること	・みえこどもの城は、児童の健全育成及び児童に対する科学知識の普及を図ることを目的に、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童に健全な遊び、体験及び交流の場を与えてその健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域の児童館の拠点となる施設として、三重県の児童健全育成の中核を担う複合施設として設置しています。 ・みえこどもの城の運営にあたっては、子どもの発達段階に応じた事業を行うとともに、様々な主体と連携して、子どもや子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、高い企画力をもって進めてください。 ・県が求める成果目標は、次の3つです。 ①年間総利用者数 毎年度 22万人 ②児童健全育成拠点事業の実施回数 毎年度 100回 ③利用者の満足度 5段階評価で4以上の評価 毎年度 90% ・みえこどもの城の管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守してください。	40点	・みえこどもの城が、三重県が設置する公の施設として公共性が強く求められていることを十分に理解し、設置条例の目的に従って施設の効用を最大限に発揮することで、三重県子ども条例（令和7年改正・施行）の基本理念である「子どもの権利の尊重」、「最善の利益の優先」を実現し、子どもが豊かに育つことのできる地域社会の形成に寄与することを目指します。併せて、みえこどもの城の利用者に対するサービスの向上及び施設維持管理経費の縮減を図り、もって県民福祉の向上を図ります。 【成果目標】 ①年間総利用者数 毎年度 22万人 ②児童健全育成拠点事業の実施回数 毎年度 100回以上 ③利用者の満足度 毎年度 90%以上 ・企業（団体）の社会的責任について、今日の市民社会の非営利部門を担う団体として、「自己責任」と「自主・自律性」が強く求められていることを自覚しており、「基本的なガバナンスの確保」、「コンプライアンスの徹底」とともに、「運営や事業の透明性の担保」等に積極的に取り組んでいます。	34.50点
① 管理運営の総合的な基本方針				
ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか。				
イ 施設の特性や業務内容を理解しているか。				
ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか。				
② 成果目標と自己評価				
ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか。				
イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか。				
③ 企業（団体）の社会的責任				
ア 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組）への対応は適切か。				

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	
2 事業計画の内容が、みえこどもの城の適切な維持管理を図ることができるものであること ① 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法 ア 維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものか。 イ 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組（コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等）は提案されているか。 ② 利用者の安全確保策、事故防止策、感染症等対策、危険箇所等の早期発見及びその措置 ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか。 イ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は、適切な提案となっているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか。 ウ 感染症防止対策、衛生管理業務の取組は適切な提案となっているか。 ③ 緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制 ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案となっているか。 イ 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか。 ④ 個人情報保護 ア 個人情報保護を適正に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。 ⑤ 情報公開 ア 情報公開を積極的に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。 ⑥ 県が推進する施策に準拠する管理運営 ア 人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、花とみどりの活用、障がいや理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、市町消防団への協力、自然災害防災対策、地震安全対策等の県の施策に配慮した提案となっているか。 イ 三重県子ども条例、ありのままでみえっこプランのほか、少子化対策の推進、次世代育成支援など、県の施策に配慮した提案となっているか。	・法令等の定めるところにより、適切かつ効果的、効率的な施設管理を実施してください。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、利用者等へ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達を行い、退避させたのち、後発地震発生に備え、1週間を基本として、県民の施設利用を抑制する休業措置をとってください。（業務の縮小や代替手段の設定を検討し、後発地震に速やかに対応できる体制の確保を行ってください。）そのほか、緊急点検など三重県地域防災計画に定める対応を実施してください。 ・感染症等の発生時の対応については、県や保健所との連携のもと、あらかじめ対応方針を決めてください。 ・個人情報保護を適切に実施してください。 ・情報公開に関する規定を整備する等、情報公開に対応してください。 ・適正かつ効果的、効率的な施設管理を実施してください。 ・実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。業務委託による場合には、再委託先が免許等を有していることが必要です。 ・危機管理体制を構築し、危機管理マニュアルを作成してください。 ・避難訓練を実施し、職員に対して危機に関する研修等を実施してください。 ・人権尊重社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動などの県が推進する施策に協力してください。	105点	（1）施設維持管理 ・みえこどもの城の管理運営の中で培ったノウハウを生かして、利用者、関係者、職員が安全で快適な状況で施設を利用できるよう維持管理を行います。 ・法令に基づく施設・設備の維持管理、建物及び設備、機器等の定期点検等を適切に実施します。 ・経費節減の観点のみでなく、環境保全、SDG s等の観点からも、電気、水道、ガス等の適切な使用及び節減に引き続き取り組みます。 ・施設・設備の不具合の未然防止、早期発見、早期対応及び修繕・改修等を可能とするため、職員の維持管理に係るスキルを向上し、職員及び委託事業者による日常点検及び不具合に対する早期対応を行います。 （2）利用者の安全確保 ・施設設備の維持管理、施設警備等については、委託事業者の専門性を生かし、安全・安心で事故のない安定した施設運営ができる体制を整えます。 ・日々の施設運営については、朝礼等とおして職員及び委託事業者に情報共有を行うとともに、始業前の施設設備の点検や施設内外の巡視などにより、不具合や危険箇所の早期発見とその対応を行い、事故や危機の未然防止につなげます。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の県有施設の対応方針に沿った対応を行います。 ・常に感染症の流行状況を把握するとともに、感染症等発生時の対応については、予め県及び保健所と協議し、対応方針を定めます。 ・危機発生時の未然防止と危機発生時の安全確保のため、危機管理マニュアル、不審者対応マニュアルなどを随時見直すとともに、研修などを通じて職員に対して安全確保等にかかる知識と意識の浸透を図ります。 ・避難訓練、不審者対応訓練など定期的に実践を伴う訓練等を実施し、地震などの自然災害、熱中症やけがなどの健康被害、不審者等の犯罪予防、火災等について職員が速やかに行動をとることのできる体制づくりに取り組みます。 （3）個人情報の保護及び情報公開 ・個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報保護の体制や適正管理など安全で確実な取扱いを徹底します。 ・三重県情報公開条例に基づき、適切に制度運営を行います。 （4）県施策への協力 ・「ありのままでみえっこプラン」など県の施策の実現に向け、様々な形で子どもの育ちを支えるための環境づくりに貢献できる事業を実施します。また、県の施策について、その主旨や内容、動向を組織・職員として理解を深め組織的な取組として実践します。	82.25点

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	
3 事業計画の内容が、みえこどもの城の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること ① こどもの城の施設及び設備を利用に供する事業 ア スペースを有効に利用して、単に楽しただけでなく、児童の健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等を提供する提案となっているか。 イ 各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意する提案となっているか。その際、親以外の違う世代の大人との交流が含まれているか。 ウ リピーター等の要求に応じられるよう、企画展や講座等の内容・種類の充実を図る提案となっているか。 エ 年代に応じた新規の利用客の開拓につながる提案となっているか。 オ 利用者の満足度についてのアンケート調査の方法、規模について、適切な提案となっているか。 ② 児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業 ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか。 ③ 児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業 ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか。 ④ 地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業 ア 県内児童館等の指導及び連絡調整等に関して適切な提案となっているか。 イ 自治会や子ども会、放課後児童クラブなど地域の関連団体と県内児童館等との連携イベントの関係を促進する提案となっているか。 ⑤ 「児童健全育成拠点事業」の実施 ア 移動児童館、地域協働事業、県内児童館とのネットワーク強化事業を、効果的、効率的に取り組む内容となっているか。 ⑥ そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業 ア 企業や団体、大学等、地域の自治会、青少年の育成に係る団体等による自発的取組が展開されるような指導と、子どもの健全な育ちを支援するネットワークづくり、地域社会づくりに取り組む提案となっているか。 イ 児童館ガイドライン（令和6年12月改正）をふまえた活動等を考慮した提案となっているか。 ⑦ 「家庭の日」等の事業への協力 ア 「家庭の日」等の一層の浸透を図るための事業の提案はあるか。 ⑧ 利用者増加にかかる方策 ア こどもの城の利用者を増加させる、現実的な方策が提案されているか。 ⑨ こどもの城の利用料金の収入に関する業務 ア 利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか。また、サービス向上や利用者の増加につながる料金設定となっているか。 ⑩ 施設の利用時間・休館日 ア 施設の利用時間や休館日の設定等は、利用者の利便性、安全性及び施設運営の効率性を考慮したものになっているか。 ⑪ 来館者等に対するサービス向上につながる提案 ア こどもの城の機能を十分に活用し、利用者等に対するサービス向上につながるような提案となっているか。	・みえこどもの城のスペースを有効に利用して、子どもの健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等の提供を事業計画として、提案してください。その際には、各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意するとともに、リピーター等の要求に応じつつ、新規の利用客を開拓できるよう、企画展や講座等の内容・種類を工夫してください。 ・利用者の満足度について、アンケート調査を年4回以上実施してください。 ・児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業を行ってください。 ・児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業を行ってください。 ・地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業を行ってください。 ・そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業を提案してください。 ・毎月第3日曜日の「家庭の日」などの一層の浸透を図るための事業の実施を検討してください。 ・みえこどもの城の利用者を増加させる方策を検討してください。 ・休館日、開館時間は条例の定めがありますが、県の承認を得て変更することができます。	200点	・県内唯一の大型児童館であり、遊びや体験をとおして子どもの豊かな育ちを支える使命があるものと認識しています。 ・子どもの城の各スペースを有効に活用し、子どもの健康増進、情操を育むことを目的とした遊び、体験、交流の場を提供します。また、体験内容、種類、提供数、提供の機会の充実を図り、新規利用者の開拓、リピーターの確保に努めます。 (ア) ドームシアター プラネタリウム投影、全周映画上映、天文講演会・天文イベント、コンサート (イ①) プレイランド（クライミングウォール） クライミングウォールの体験、クライミングイベント、クライミング講習会 (イ②) プレイランド（遊具コーナー） 0歳から利用可能な遊具コーナーの運営、平日の親子の居場所づくりイベント (ウ) アート・サイエンススペース アート工作、簡単工作、自由造形、サイエンス工作、木工・陶芸 (エ) 舞台スペース 発表会、ふれあい遊び、初めてのアート体験、創作活動、子ども・若者企画 (オ) イベントホール 体験型企画、企画展示、フリースペース (カ) カブラの部屋 カブラでの自由遊び、全国カブラ大会への参加、研修会 (キ) その他のスペース ・研修室・ログハウス（多目的ホール・レストハウス） 子ども・若者が企画・運営する事業、地域の企業・団体との連携事業等 ・屋外スペース・その他 自然観察会、水遊びやしゃぼん玉といった外遊び等	150.00点

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	
4 事業計画の内容が、みえこどもの城の施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること	指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。 指定管理料の額933,270千円以内 （5年間、消費税及び地方消費税を含む。） （内訳）各年度の指定管理料の概算 令和8年度 186,654千円 令和9年度 186,654千円 令和10年度 186,654千円 令和11年度 186,654千円 令和12年度 186,654千円	50点	・財団の強みを生かした魅力的な事業の実施や新規利用者の開拓、リピーターの確保、団体利用の促進等により、事業収益（利用料収入及び材料費等の諸収入）の確保に努めます。	37.00点
① 収支計画の積算の考え方			・人件費については、事業展開を支えるクリエイティブな能力と専門的な業務を完遂する能力を持つ人材の確保が必要となります。最低賃金が著しく上昇し、人件費が高騰する中、大幅な人件費の削減は困難と考えますが、職員のフレキシブルな配置による限られた人員での事業運営や、個々のスキルの活用によるコスト面での効率化などに取り組んでおり、一部業務のアウトソーシング移行、時間外勤務の削減等により人件費の増加を抑制します。	
ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか。			・施設・設備維持管理費については、平成元年の竣工であり、施設・設備及び機器の経年劣化による不具合が顕著に表れています。今後は、日常点検及び不具合の早期発見・対応に一層留意するとともに、予防的な措置・保全を行い、大規模な修繕・改修を回避し、経費の増大抑制に取り組めます。	
イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか。			・施設の電気、ガス、水道等の使用状況を把握し、エネルギーの適切な使用と、利用者及び職員の安全で快適な環境を踏まえた節電・節水等に取り組めます。	
② コスト削減の考え方				
ア 県費負担削減につながっているか。				
イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか。				
5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること	申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、みえこどもの城の設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体です。	55点	・業務執行体制は、職員23名となっています。 理事長兼館長（1名）事務局長兼総務・子ども若者育成事業部長（1名）、こどもの城事業部長兼副館長（1名）、総務・子ども若者育成G（職員4名及び嘱託職員1名）、こどもの城運営G（職員5名及び嘱託職員2名）、連携推進G（職員7名及び嘱託職員1名）	46.25点
① 組織及び人員の確保、職員の雇用形態等			・サービス利用者・来館者（顧客）、事業協力・協働の相手先（パートナー）、職員の成長という大きく3つの側面から人材及び人材能力をとらえています。	
ア 組織体制及び責任体制は明確で適切か、また事業計画が効率的に実施できる体制となっているか。			・主な利用者である子どもの発達への理解や、興味の対象などを捉えて、提供する「企画力」が職員には求められます。	
② 業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション			・パートナーである協力企業、関係団体、ボランティアグループに、県の施策やこどもの城が目指す姿、具体的な取組についての実施意義、期待する成果などを正しく発信し、理解を得ることのできる「伝える力」を職員に求めています。	
ア 提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか。			・職員自身が仕事を通じて成長していけるように支援します。ジョブローテーション等経験を積む機会の充実などを積極的に行います。	
③ 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等			・平成18年度から4期20年にわたる指定管理者としての実績があります。	
ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか。			・財団の財政基盤は、基本財産、特定資産の2つです。借入金はありません。不動産は保有していません。 基本財産 290,260,000円 特定資産 85,185,294円（令和7年3月31日現在）	
④ これまでの児童健全育成に関する実績				
ア これまでに、児童健全育成に関する十分な取組内容等があるか。				
⑤ 持続的・安定的に経営できる財政的基盤				
ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか。				
総合審査結果		450点	350.00点	

第1順位となった団体の名称等

団体 の 名 称 等	三重県松阪市立野町1291番地 公益財団法人三重こどもわかもの財団 代表理事 中山 恵里子
選定 委員 会 の 講 評	選定委員会において審査を行った結果、次の理由により公益財団法人三重こどもわかもの育成財団が指定管理候補者として適任であると判断しました。 ・これまで4期20年間にわたる指定管理者としての実績があり、みえこどもの城の管理運営のノウハウ及びスキルを十分有している。 ・利用者のニーズに応えたサービス提供に取り組んでおり、移動児童館の充実など新規利用者開拓に向けた新しい取り組みを行っている。 ・ジョブローテーション等により職員の人材育成に取り組んでいる。財政的にも問題なく、今後も安定した運営が期待できる。

6 三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について

1 指定管理者の指定

子ども・福祉部が所管している公の施設「三重県母子・父子福祉センター」について、令和 8 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県母子・父子福祉センター条例（昭和 39 年三重県条例第 26 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

2 対象施設

（1）施設名称

三重県母子・父子福祉センター

（2）設置場所

三重県津市桜橋二丁目 131 番地

3 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県津市桜橋二丁目 131 番地三重県社会福祉会館内

名 称 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会

代表者 代表理事 伊藤 二時子

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

（1）指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 7 年 8 月 15 日から 9 月 16 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

- ・一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会（三重県津市桜橋二丁目 131 番地三重県社会福祉会館内）

（2）指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長	平松 喜代江	（ユマニテク短期大学学長）
委 員	紀平 理絵	（三重県母子生活支援施設協議会会長）
委 員	中西 正洋	（三重弁護士会推薦弁護士）
委 員	安井 広伸	（日本公認会計士協会東海会推薦公認会計士）
委 員	対馬 あさみ	（公募）

イ 審査の経過

令和7年 7月28日 第1回選定委員会（審査基準等の作成）

令和7年10月17日 第2回選定委員会（ヒアリング審査、最終審査）

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数 350点満点）

一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会（評価点 222.75点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県津市桜橋二丁目131番地三重県社会福祉会館内

名 称 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会

代表者 代表理事 伊藤 二時子

カ 選定した理由

- ・小規模な人員体制ではあるが、これまで4期20年間にわたる指定管理の実績があり、安定した運営が期待できる。
- ・AIチャットボット事業や弁護士相談の拡充など、県民ニーズに対応した新たな取組を行っている。
- ・地域の構成団体を通じて広域的なひとり親家庭への支援が期待できる。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

（1）県民サービスの向上

ひとり親家庭等の福祉向上に取り組んできた法人の特性を生かし、対象家庭の多様なニーズに的確かつ効果的に対応することにより、県民サービスの向上が期待できる。

（2）経費の縮減

職員配置の適正化や職員の資質向上等により業務の効率化が図られるとともに、コスト削減に関する職員の意識の徹底により、経費の縮減が期待できる。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な項目は、次のとおりです。

- （1）県施策への配慮
- （2）情報公開及び個人情報保護
- （3）第三者による実施

- (4) 施設利用者の意見等の反映
- (5) リスク分担
- (6) 業務計画書の提出
- (7) 業務報告書の提出
- (8) 事業報告書の提出
- (9) 実施状況の調査、指示等

8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和7年	12月	指定管理者の指定
令和8年	3月	協定書の締結
	4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

別紙

三重県母子・父子福祉センター

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会	
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること	母子・父子福祉センターは、母子及び寡婦福祉法に規定する施設として、ひとり親家庭に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行うなどひとり親家庭の福祉を総合的に増進するため設置されたものです。 社会経済情勢の先行きには不透明感がある中で、ひとり親家庭の就業と子育てを取り巻く環境は物価高騰の影響により厳しさを増しており、ひとり親家庭の生活の安定、自立を促進する上で、就業支援、相談支援、生活支援等を総合的に行う必要があり、その中心的役割を果たしてください。 県が進める少子化対策の推進等の諸施策に協力いただくとともに、母子・父子福祉センターの管理運営にあたっては、関係諸法令を遵守してください。 県が求める成果目標は、次のとおりです。（すべて毎年度ごと） ア ひとり親家庭情報交換会開催回数：5回 イ 就業支援のための求人票件数 令和8年度 190件 令和9年度 210件 令和10年度 230件 令和11年度 250件 令和12年度 270件 ウ 相談（就業・生活等）件数：340件 エ 就業支援講習会参加者数：100人 オ 母子・父子自立支援員研修回数 3回	40点	・一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会は、ひとり親家庭及び寡婦の自立に関する事業を行い、生活の安定を図るとともに子どもの養育環境の向上に寄与することを目的として設立された団体で、設立76年となり、長年にわたるひとり親家庭等に関わる事業実施を通じて培ってきた経験、ノウハウ、関係団体との関わり及び人的ネットワーク等により、母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮し、もって母子家庭等へのサービス向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与できるものと考えます。 達成すべき成果目標は、次のとおりです。 ア ひとり親家庭情報交換会開催回数：5回 イ 就業支援のための求人票件数 令和8年度 190件 令和9年度 210件 令和10年度 230件 令和11年度 250件 令和12年度 270件 ウ 相談（就業・生活等）件数：340件 エ 就業支援講習会参加者数：100人 オ 母子・父子自立支援員研修回数 3回 ・毎年度、成果目標に係る達成状況について自己評価を行い、その可否及び要因等の検討を行い、次年度への取組に反映します。 ・施設利用者へのアンケート調査の実施や行政機関及び関係団体との意見交換等を通じて、実施内容の改善を行います。 ・三重県社会福祉会館の入居団体として、施設の清潔な維持、省エネ運用等環境負荷の負担軽減等適正な管理に努めます。	31.75点
2 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの適切な維持管理を図ることができるものであること	センターの維持管理については、法令等の定めるところにより、適切かつ効果的、効率的な施設管理を実施してください。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、利用者等へ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達を行い、退避させたのち、後発地震発生に備え、1週間を基本として、県民の施設利用を抑制する休業措置をとってください。（業務の縮小や代替手段の設定を検討し、後発地震に速やかに対応できる体制の確保を行ってください。）そのほか、緊急点検など三重県地域防災計画に定める対応を実施してください。 感染症等の発生時の対応については、県や保健所との連携のもと、あらかじめ対応方針を決めてください。 個人情報保護を適切に実施してください。 情報公開に関する規定を整備する等、情報公開に対応してください。 県が取り組んでいる少子化対策の推進などの諸施策にご協力ください。	45点	・管理運営にあたっては、法令等に定めるところに従い、適切に維持管理を行うとともに、施設等の点検をして不具合箇所の早期発見に努めます。 ・三重県母子・父子福祉センター危機管理マニュアルに基づき、的確に対応します。 ・開館時間は、平日の9時から17時まで及び第1・第3日曜日の9時から17時までとし、利用料金は無料としますが、資料等実費相当額が必要な場合は徴収します。 ・感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めます。感染症発生時には三重県や保健所と連携を取り、対応します。 ・緊急時には「三重県母子・父子福祉センター危機管理実施手順」や「三重県地域防災計画」に基づき、利用者の安全確保に努めます。 ・「個人情報の保護に関する法律」の規定を遵守して個人情報が適切に保護されるように配慮します。また、「個人情報保護取扱要領」に基づき、センターの管理に関して知り得た情報は、管理を徹底するとともに不当な目的に使用しません。 ・「三重県母子・父子福祉センターの管理に関する文書整理保存規則」に基づき、センターの管理に関して保有する情報は公開するよう努めます。 ・三重県が進める施策や取組に積極的に協力します。	29.75点

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	
			(一般財団法人)三重県母子寡婦福祉連合会	
3 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること				
ひとり親家庭就業・自立支援センター等に関する業務				
① ひとり親家庭の生活全般にわたる問題について、相談に応ずる事業	・児童をひとりで養育していることから発生する、生活面での相談、法律面での相談など専門的な相談にも対応できる体制としてください。 ・関係機関と連携するなど切れ目のない支援が行えるよう相談体制を整えてください。 ・ひとり親家庭等相談用チャットボットの運用を行い、定期的にチューニングを行ってください。		・センターでの各種相談対応を中心に、関係機関及び関係団体との連携を強化して、相談対応の充実、強化に努めます。 また、離婚前の方も相談の対象とします。 ①就業相談員による就労・生活等の相談 ②産業カウンセラーによる相談 ③弁護士による法律相談 ④AIチャットボットによる相談	
ア 実現可能で、利用者のニーズに対応するための効果的な提案がなされているか				
②ひとり親家庭に対し、就労を指導し、又は技能を習得させる事業	・就業率向上につながるよう支援を行ってください。 ・より安定した生活の実現に向けて資格取得のための支援を行ってください。		・就業に役立つビジネスマナー研修を実施します。 ・技能習得として、パソコン研修、初級簿記研修を実施します。利用者のニーズに応じて適宜内容を見直します。 ・ひとり親家庭の就業を促進するためにひとり親家庭等就労研修会をハローワークや市町、市町社協等と連携し、地域で開催します。	
ア 実現可能で、経済的な自立促進につながる効果的な提案がなされているか				
③ひとり親家庭に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援する事業	・就業相談は第1、第3日曜日にも実施してください。 ・ひとり親家庭の事情に合った就業を進めるため、より充実した求人情報を収集してください。		・就業相談は第1、第3日曜日にも実施します。 ・厚生労働省許可の有料職業紹介所として、求職者と求人企業のマッチングを行います。 ・厚生労働省認定の「くるみん認定」企業等へ働きかけするなど、ひとり親家庭の父母の就業につながる求人開拓に努めます。 ・ハローワークと連携して情報確保に努めます。	
ア 実現可能で、求人票の増加につながる効果的な提案がなされているか				
④センター利用者の支援に関する事業（保育の実施等）	センターを利用しやすいよう、利用者の子どもに対して必要な保育を実施するなどの支援を行ってください。		・利用者が気兼ねなくセンターを利用できるように、職員は親切な対応に心がけます。 ・希望者には子どもの保育を実施します。	
ア 実現可能で、利用者の利便性を向上させるための効果的な提案がなされているか				
ひとり親家庭情報交換会に関する業務				
⑤ひとり親家庭の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催する事業	定期的に講習会や講演会、親同士の交流の場を開催してください。また、ひとり親支援を行うNPO団体などを含む交流の場も設けてください。		・子育てや仕事に追われているひとり親家庭の母、父と子どもを対象として、生活の向上を図り教養を高めるために、講習会や講演会を開催します。 ・母親、父親と子どもが一緒に料理作りを通じてのふれあいや料理作り体験を進めるため親子料理教室を開催します。	
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか			①文化教養講習会、講演会 年3回 ②親子料理教室 年2回	
イ NPO団体などとの交流に係る提案がなされているか				
母子・父子自立支援員研修業務				
⑥母子・父子自立支援員の資質向上を図るための研修会を開催する事業	定期的に時勢を反映した内容の研修会を開催してください。		・母子・父子自立支援員が業務を行う上で、参考となる知識、情報や時勢を反映した話題を取り上げたものとします。 ・支援員業務の実施に関する意見交換会の場を適宜、設定します。	
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか				
⑦前各号に掲げるもののほか、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮するために必要な事業	上記のほか、ひとり親家庭の福祉を向上させるために必要な事業を行ってください。		・相談業務はセンターを中心に実施していますが、ハローワーク等の行政機関や市町社協、市町母子寡婦福祉会等の関係団体との連携を図り、地域へ出向く出前相談を実施します。 ・センターの利用促進につなげるため、行政機関、関係団体等の連携、SNSの活用等を通じてセンターの認知度向上に努めます。	
ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか				

170点

97.50点

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容	
				(一般財団法人) 三重県母子寡婦福祉連合会	
4 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること	① 収支計画の積算の考え方	指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。(5年間、消費税及び地方消費税を含む。) 指定管理料の額 (内訳) 令和8年度 96,150千円以内 令和9年度 19,230千円 令和10年度 19,230千円 令和11年度 19,230千円 令和12年度 19,230千円	50点	・収支計画は指定管理者が行う業務内容に基づき作成した事業計画を個々の事業別に積算を行いました。 ・無駄を省き、効果的、効率的な事業執行を行うことや、関係機関、団体との連携により共催や後援による実施の事項に留意してコスト削減に努めます。 指定管理料の総額 96,150千円 令和8年度 19,230千円 令和9年度 19,230千円 令和10年度 19,230千円 令和11年度 19,230千円 令和12年度 19,230千円	35.25点
	ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか				
	イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか				
	② コスト削減の考え方				
	ア 県費負担削減につながっているか				
	イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか				
5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること	① 組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	指定期間中、安全円滑に施設を管理し、母子・父子福祉センターの設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体を申請資格を有する者とします。	45点	・組織体制は、センター長を含めて5名体制で、理事長と正規職員2名、嘱託職員2名。 ・職員がひとり親家庭(利用者)のニーズに応えることができるスキル、ノウハウを身に着けることが重要ですので、関係の研修会への参加を積極的に行います。 ・ひとり親家庭業務に係る行政機関、関係団体との緊密な連携による人的ネットワークの構築を取り組みます。 ・連合会設立以降様々なひとり親家庭に係る事業を実施するとともに、三重県から各種事業を受託してきました。 ・平成19年に厚生労働省から有料職業紹介所の許可を受けています。 ・雇用給付金取り扱い職業紹介事業者となっています。 ・平成18年度から現在まで指定管理者として、ひとり親家庭に係る各種事業(相談、就労支援、研修等)を実施しています。 ・加盟団体や会員の減少に伴う収入の減少や平成25年度の一般財団法人への移行に伴う残余資産の計画的な取り崩し(令和2年度完了)により欠損を計上しています。 このため、事業内容の見直しや事業毎の収支改善に取り組んでいます。 今後は、収入確保のための対応策の検討を行うとともに引き続き、経費の削減に取り組む持続的・安定的な財政基盤とするよう努めていきます。	28.50点
	ア 事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか				
	② 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等				
	ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか				
	③ これまでのひとり親家庭等への支援に関する実績				
	ア これまでに、ひとり親家庭等への支援に関する十分な取組内容等があるか				
	④ 持続的・安定的に経営できる財政的基盤				
	ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか				
総合審査結果			350点	222.75点	

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	三重県津市桜橋二丁目131番地 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 代表理事 伊藤 二時子
選定委員会の講評	選定委員会において審査を行った結果、次の理由により一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会が指定管理候補者として相応しいと判断した。 ・小規模な人員体制であるが、これまで4期20年間にわたる指定管理の実績があり、安定した運営が期待できる。 ・AIチャットボット事業や弁護士相談の拡充など、新たな取り組みを行っている。 なお、以下の点について注力するよう配慮されたい。 ・ニーズの把握やNPO等関係団体との連携を強化しながら、成果目標の達成に向けて取り組むこと。

1 「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）」（中間案）について

社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会における検討や、子どもを虐待から守る条例改正検討時の有識者との意見交換等をふまえ、「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）」の中間案を、別冊1のとおり、とりまとめました。

1 中間案の概要

第1章 計画の策定の考え方（別冊1 P1～3）

児童相談所が関与していた児童の死亡事例を受けてとりまとめられた、第三者による検証委員会からの提言もふまえ、「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成」の3つの視点から「子どもを虐待から守る条例」を改正（令和7年7月施行）し、条例の内容をより一層推進する具体的な取組を定めた計画を策定します。

第2章 児童虐待を取り巻く県内の状況と課題（別冊1 P4～7）

- ・ 県内の児童相談所の虐待対応相談件数は2,000件を超える高い水準で推移
- ・ 心理的虐待の件数が増え、約半数が家庭内でDVを目撃する事例
- ・ 被虐待児童の年齢は6歳未満が約4割

第3章 基本理念（別冊1 P8）

「子どもが、心も身体も傷つけられることなく、安全に安心して暮らせる社会をめざす」という理念を県民と共有し、市町及び関係機関と連携して支援を必要とする子ども及び子育て家庭を対象に、妊娠・出産期から子どもが自立するまで切れ目なく支援するとともに、子どもへの虐待の防止、虐待の連鎖の解消を図ります。

第4章 施策の具体的な展開（別冊1 P9～39）

<総論>

（1）子どもの権利擁護の取組の推進

「子どもの権利」の理解を促進するための周知・啓発を実施します。

（2）通告の徹底や支援の仕組みづくり

教育や保育等の関係機関職員、市町とともに、三重県全体でワンチームの意識のもと、子どもや子育て家庭の変化（SOS）に気づき、通告やその後の支援の仕組み等について検討します。

＜未然防止＞

（３）妊娠期から子育て家庭への切れ目のない支援

①こども家庭センターの運営強化

- ・ 統括支援員、母子保健コーディネーター等の人材育成や専門性の確保を行います。

②関係機関の相談機能の強化

- ・ 児童家庭支援センター、ＮＰＯ等関係機関との連携体制を構築します。

③プレコンセプションケアの啓発

- ・ 発達段階や年齢に応じた啓発パンフレットを小中高等学校、大学、企業等に配布し、プレコンセプションケアの啓発を実施します。

（４）虐待予防のための子どもの安全確認の強化

乳幼児健診等を未受診の子どもの安全確認ができない場合には、児童相談所との連携や送致について市町に対し周知徹底します。

＜早期発見・早期対応＞

（５）虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化

児童相談所、市町、警察等関係機関との合同研修の開催などにより、県内全体の児童相談体制の連携強化及び対応力の向上を図ります。

（６）子どもを守る地域ネットワークづくり

①市町の要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営強化の支援

- ・ 市町の要対協の運営を強化するため、市町と児童相談所との円滑な支援内容の協議、役割連携、虐待進行管理のあり方等について検討して見直します。

②障がい児やその家庭への支援の充実

- ・ 障がいや疾患の早期発見・早期対応及び障がい児への適切な支援を行います。
- ・ 保健、医療との連携が欠かせない発達障がい児等や、医療的ケアを必要とする障がい児とその家庭への支援の充実を図ります。

③虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動への支援の強化

- ・ 虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動等について、対応力を向上するため、法務少年支援センターと連携し、市町要対協へアドバイザーを派遣します。

＜保護及び支援＞

（７）一時保護をした子ども等の権利擁護の推進

①一時保護所等の暮らしの中での「子どもの権利」の理解促進

- ・ 一時保護所や施設等での暮らしの中で、子ども自身が「子どもの権利」の理解をより深められるよう、子どもの権利ノートを改訂します。

②保護や措置の状況に応じた意見表明等支援の拡充

- ・子どものニーズの多様性をふまえ、保護や措置の状況に応じた適切かつ効果的な支援方法を拡充（弁護士等によるアドボケイト等）します。
- ・社会的養護の子どもに必要なアドボケイト（意見表明等支援員）の担い手の養成や、効果的な実施方法を検討します。

③被措置児童等虐待の発生予防、調査等の実施体制を構築

- ・子どものケアにあたる施設職員等の研修を充実します。
- ・里親家庭等への継続的な支援や心理的サポートの実施体制を充実します。
- ・被措置児童等虐待を受けた子どもの権利擁護等のため、適切かつ速やかに調査が実施できる体制を構築します。

（８）一時保護をした子ども等への支援強化

①一時保護児童が心身ともに安心できる体制整備

- ・居室の個室化やきょうだい部屋等の整備をします。
- ・夜間緊急対応時、感染症発生等における人員体制の検討を進めます。

②ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築

- ・ケアニーズの高い一時保護児童等に対し、児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制を構築します。

③一時保護児童のニーズに応じた学習支援

- ・在籍校への登校支援等を継続します。
- ・オンライン授業に参加できる環境を整備します。

（９）一時保護解除時等の子どもの安全確保

①一時保護解除時における多機関による多面的なアセスメントの実施

- ・児童相談所、市町、一時保護委託先等がワンチームとなり、一時保護解除前に、子ども及び家庭の多角的なアセスメントを行い、家庭復帰後の支援のあり方などの確認、安全確保の措置の徹底を図ります。

②障害児入所支援施設における地域生活への円滑な移行

- ・子どもへの必要なケアが十分行われるよう、家庭への相談援助や養育力の向上を支援します。

（10）社会的養護経験者の自立支援の強化

①施設等を退所後の実情把握

- ・社会的養護経験者等に対し、現在の困り事や必要な支援についてアンケート調査を行い、退所後の状況を把握します。

②アフターケアの環境整備

- ・これまで生活してきた施設等において、引き続き自立に向けた支援を受けることができるよう環境を整備します。

③相談支援を行う拠点の設置

- ・施設を退所した後、生活が安定しない時などの相談支援を行う拠点を設置します。

<体制整備>

(11) 警察、医療機関との連携体制の強化

①児童相談所と警察の適切かつ迅速な連携体制の整備

- ・児童相談所と警察が緊急の通告時における情報共有を補強するためのシステムを構築します。

②ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築（再掲）

- ・ケアニーズの高い一時保護児童等に対し、児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築を進めます。

(12) 児童相談所職員等の専門性の向上

①児童相談所の人員体制・専門性の強化

- ・職員の指導・教育を担当する職員を配置します。
- ・児童相談所と一時保護所の第三者評価を受審し、課題改善の取組を推進します。
- ・弁護士等の法曹専門職によるアドボケイト導入により、児童相談所の援助方針をより子どもの権利擁護に寄与します。

②市町への伴走型支援の継続

- ・市町への研修支援を充実するとともに、市町への児童相談アドバイザー、スーパーバイザーの派遣を実施します。
- ・市町間の連携を強化するため、「三重県市町児童対応情報共有フォーム」を運用します。

(13) 子ども虐待防止啓発

子どもの権利や、相談方法について、年齢や発達段階に応じた、子どもにとって分かりやすい啓発を実施します。

第5章 計画の総合的・効果的な推進に向けて（別冊1 P40）

<体制整備>

(1) 推進体制

- ・福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関で構成する「市町要保護児童対策地域協議会」と連携を図りながら、計画の取組を推進します。
- ・児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、一時保護児童等の支援等にあたっては、市町、警察等の関係機関等と連携します。

(2) 計画の推進

- ・ 改正条例第 31 条に基づき、毎年、施策の取組状況等を「年次報告」として取りまとめ、議会に報告し、翌年度の施策の推進につなげます。

2 今後の予定

令和 7 年	12 月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案） パブリックコメントの実施（12 月中旬～1 月中旬）
令和 8 年	2 月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会（最終案）
	3 月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案） 計画の策定、公表



「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）」中間案 【計画期間：令和8年度～令和11年度】

第1章 計画の策定の考え方

- ・児童相談所が関与していた児童の死亡事例を受けてとりまとめられた、第三者による検証委員会からの提言もふまえ、「**体制づくり**」「**関係機関との連携**」「**人材育成**」の3つの視点から「**子どもを虐待から守る条例**」を改正（令和7年7月施行）。
- ・改正条例第25条に基づき、条例の内容をより一層推進するため、具体的な取組を定める。
- ・改正条例で新たに規定した施策を中心として、「三重県社会的養育推進計画」「健やか親子いきいきプランみえ」等の関連計画のうち、児童虐待防止施策に資する取組も加えて整理。

第4章 施策の具体的な展開

総論

（1）子どもの権利擁護の取組の推進

- ①「子どもの権利」に関する周知・啓発
- ②「体罰によらない子育て」の周知・啓発

（2）通告の徹底や支援の仕組みづくり

教育や保育等の関係機関職員、市町とともに、ワンチーム意識のもと、子どもや子育て家庭の変化（SOS）への気づきと、その後の支援の仕組みを検討【新】

未然防止

（3）妊娠期から子育て家庭への切れ目のない支援

- ①こども家庭センターの運営強化
 - ・統括支援員、母子保健コーディネーター等の人材育成や専門性の確保
- ②関係機関の相談機能の強化
 - ・児童家庭支援センター、NPO等関係機関との連携体制の構築【拡】
- ③プレコンセプションケアの啓発
 - ・啓発パンフレットを小中高等学校、大学、企業等に配布

（4）虐待予防のための子どもの安全確認の強化

- 乳幼児健診等が未受診の子どもの安全確認の徹底
 - ・乳幼児健診等を未受診の子どもの安全確認ができない場合には、児童相談所との連携や送致を市町に対し周知徹底

早期発見・早期対応

（5）虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化

- 児童相談所、市町、警察等関係機関と合同研修
 - ・県内全体の児童相談体制の連携体制の強化及び対応力を向上

（6）子どもを守る地域ネットワークづくり

- ①市町の要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営強化の支援
 - ・市町と児童相談所との円滑な支援内容の協議、役割連携、虐待進行管理のあり方等について検討・見直し
- ②障がい児やその家庭への支援の充実
 - ・障がいや疾患の早期発見・早期対応及び適切な支援
 - ・保健、医療との連携が欠かせない発達障がい児等や、医療的ケアを必要とする障がい児とその家庭への支援を充実
- ③虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動への支援の強化
 - ・虐待を背景とする要支援児童の複雑な問題行動等について、対応力を向上するため、法務少年支援センターと連携し、市町の要対協へアドバイザーを派遣【新】

第5章 計画の総合的・効果的な推進に向けて

推進体制

- ・福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関で構成する「市町要保護児童対策地域協議会」と連携を図りながら、計画の取組を推進。
- ・児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、一時保護児童等の支援等にあたっては、市町、警察等の関係機関等と連携。

第2章 児童虐待を取り巻く県内の状況と課題

- ・県内の児童相談所の虐待対応相談件数は2,000件を超える高い水準で推移
- ・心理的虐待の件数が増え、約半数は家庭内でDVを目撃する事例
- ・被虐待児童の年齢は6歳未満が約4割

第3章 基本理念

子どもが、心も体も傷つけられることなく、安全に安心して暮らせる社会をめざす

保護及び支援

（7）一時保護をした子ども等の権利擁護の推進

- ①一時保護所等の暮らしの中での「子どもの権利」の理解促進
 - ・「子どもの権利」をより理解を深められるよう子どもの権利ノートを改訂【拡】
- ②保護や措置の状況に応じた意見表明等支援の拡充
 - ・保護や措置の状況に応じ、子どもニーズの多様性をふまえた適切な支援者かつ効果的な方法の拡充（弁護士等によるアドボケイト等）【拡】
 - ・社会的養護の子どもに必要なアドボケイトの担い手の養成や効果的な実施方法の検討【拡】
- ③被措置児童等虐待の発生予防、調査等の実施体制を構築
 - ・子どものケアにあたる施設職員等の研修の充実
 - ・里親家庭等への継続的な支援や心理的サポートができる実施体制の充実
 - ・被措置児童虐待を受けた子どもの権利擁護等のため、適切かつ速やかに調査が実施できる体制の構築

（8）一時保護をした子ども等への支援強化

- ①一時保護児童が心身ともに安心できる体制整備
 - ・居室の個室化やきょうだい部屋等の整備【拡】
 - ・夜間緊急対応時、感染症発生等における人員体制の充実【拡】
- ②ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築
 - ・ケアニーズの高い一時保護児等に対し、児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築【拡】
- ③一時保護児童のニーズに応じた学習支援
 - ・在籍校への登校支援等を継続
 - ・オンライン授業へ参加できる環境の整備【新】

体制整備

（11）警察、医療機関との連携体制の強化

- ①児童相談所と警察の適切かつ迅速な連携体制の整備
 - ・児童相談所と警察が緊急の通告時における情報共有を補強するためのシステム構築【新】
- ②ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築（再掲）
 - ・ケアニーズの高い一時保護児童等に対し、児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築【拡】

（12）児童相談所職員等の専門性の向上

- ①児童相談所の人員体制・専門性の強化
 - ・職員の指導・教育を担当する職員の配置
 - ・児童相談所と一時保護所の第三者評価を受審し、課題改善の取組を推進【拡】
 - ・弁護士等の法曹専門職によるアドボケイト導入により、児童相談所の援助方針をより子どもの権利擁護に寄与【新】
- ②市町への伴走型支援の継続
 - ・市町への研修支援の充実
 - ・市町への児童相談アドバイザー、スーパーバイザーの派遣
 - ・市町間の連携を強化するため「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」の運用【新】

（13）子ども虐待防止啓発

- 相談方法等について子どもに分かりやすく啓発
 - ・子どもの権利や相談方法について、年齢や発達段階に応じた、子どもにとって分かりやすい啓発を実施【拡】

計画の推進

- ・改正子どもを虐待から守る条例第31条に基づき、毎年、施策の取組状況等を「年次報告」として取りまとめ、議会に報告し、翌年度の施策の推進につなげる。

2 ヤングケアラー調査事業について

1 概要

令和6年6月に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーに対する支援が法律に明記されるとともに、支援の対象範囲について「子ども期（18歳未満）に加え若者期を含むおおむね30歳未満を中心とする」とされました。

このため、支援の対象年齢が広がった18歳以上の若者を中心に、その状況等を把握するため、次の調査を実施しました。

- (1) Webによるアンケート調査
- (2) 市町へのヒアリング
- (3) 当事者へのヒアリング

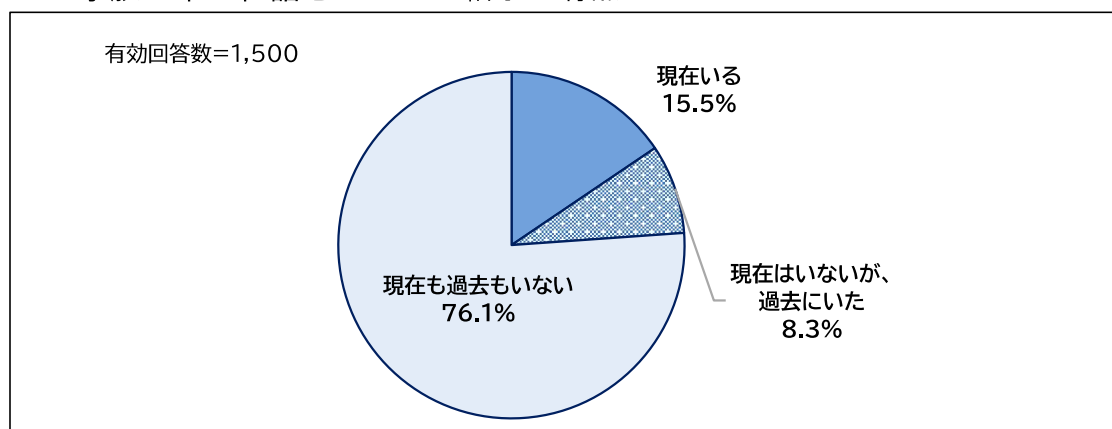
現在、今年度中の調査報告書の作成に向けて取りまとめているところですが、調査の概要は以下のとおりです。

2 調査の概要

(1) アンケート調査

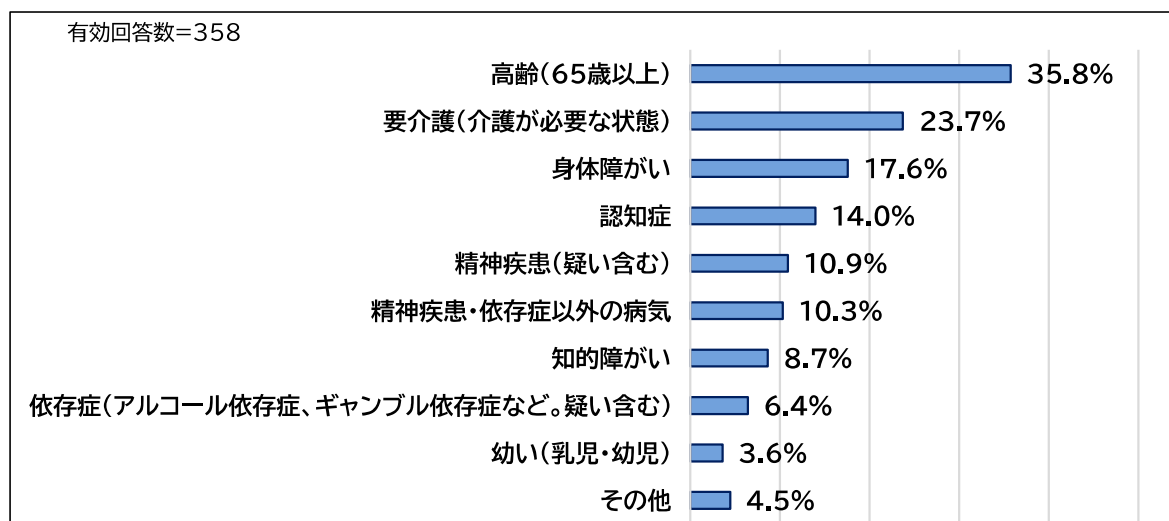
- ①対 象：高校生世代、大学生世代、社会人世代 各500名、計1,500名
- ②調査方法：Web調査（ネットリサーチモニター）
- ③調査期間：令和7年9月2日～令和7年9月12日
- ④主な調査結果：

ア 家族の中に世話をしている相手の有無



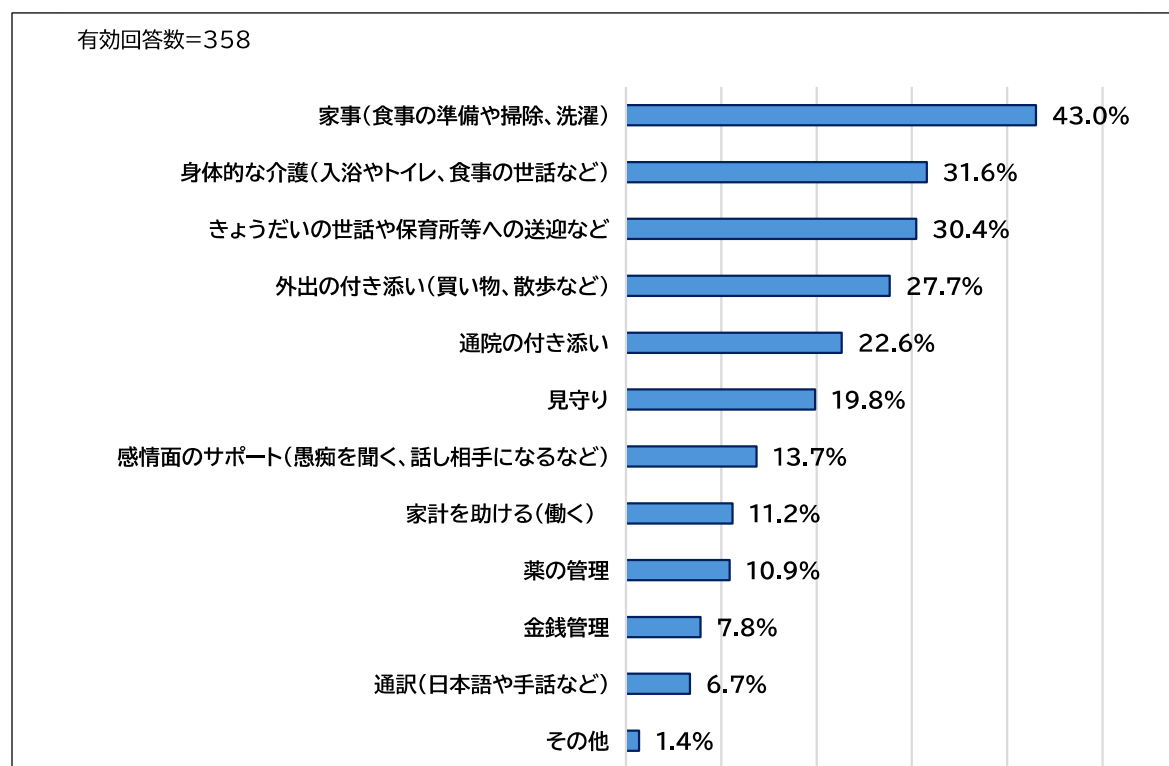
家族の中で世話をしている相手の有無は、「現在いる」が233件（15.5%）、「現在いないが、過去にいた」が125件（8.3%）となっています。

イ 世話を必要としている家族の状況（あてはまるもの全て選択）



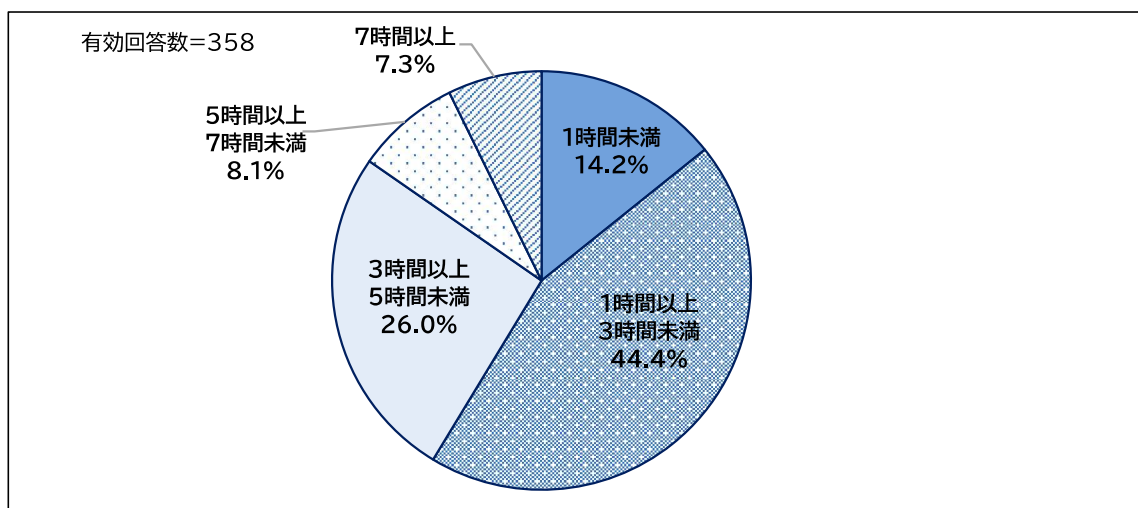
世話を必要としている方の状況は、「高齢（65歳以上）」が128件（35.8%）で最も多く、次いで「要介護（介護が必要な状態）」が85件（23.7%）、「身体障がい」が63件（17.6%）となっています。

ウ 行っている（いた）世話の内容（あてはまるもの全て選択）



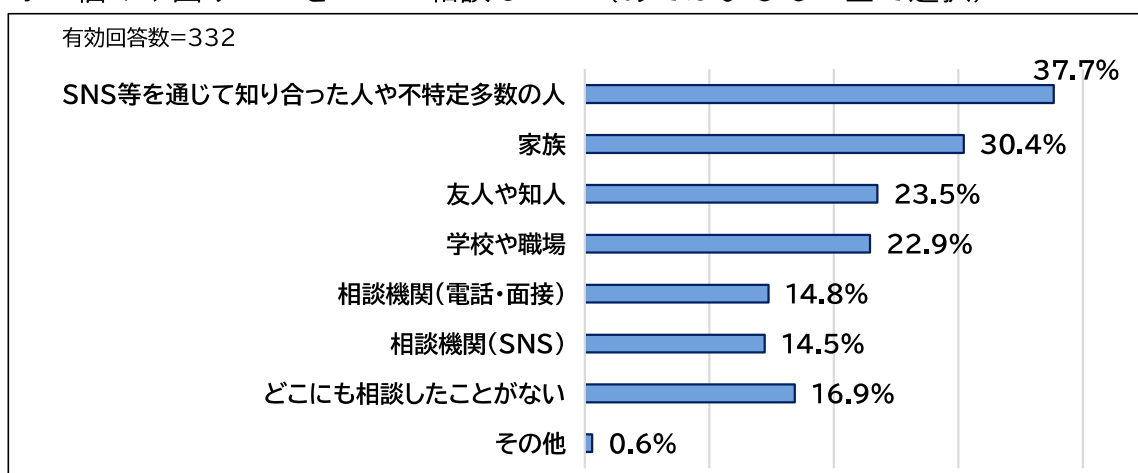
世話の内容は、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が154件（43.0%）で最も多く、次いで「身体的な介護（入浴やトイレ、食事の世話など）」が113件（31.6%）、「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」が109件（30.4%）となっています。

エ 平日の世話の時間数（最も長かった日の時間数）



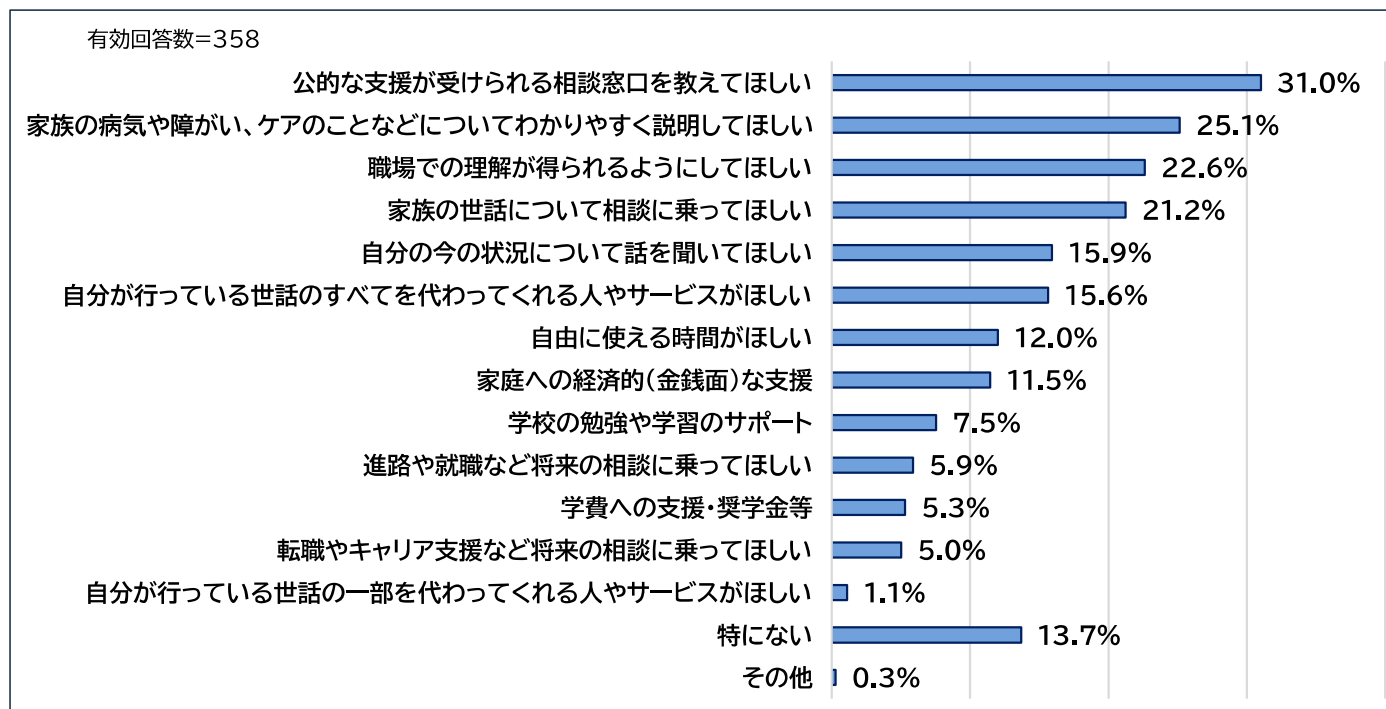
平日の世話の時間数は、「1時間以上 3時間未満」が159件（44.4%）で最も多く、次いで「3時間以上 5時間未満」が93件（26.0%）となっています。

オ 悩みや困りごとをどこに相談したか（あてはまるもの全て選択）



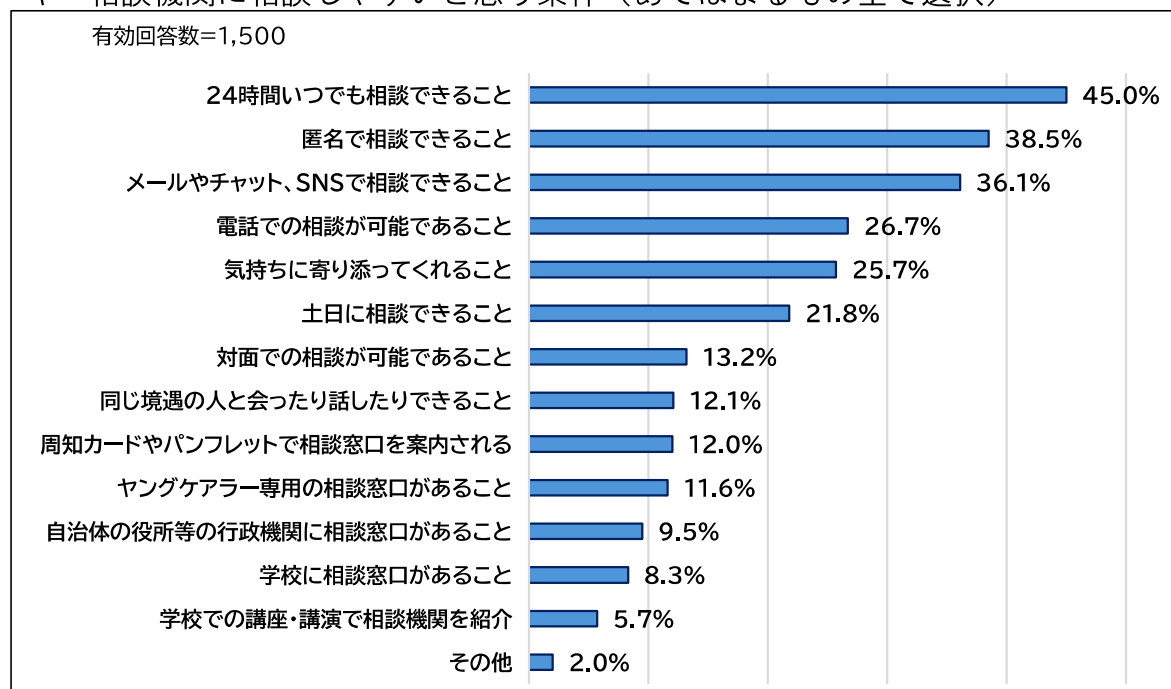
悩みや問題をどこに相談したかは、「SNS等を通じて知り合った人や不特定多数の人」が125件（37.7%）で最も多く、次いで「家族」が101件（30.4%）、「友人や知人」が78件（23.5%）となっています。

カ 世話をしている家族がいる（いた）人が、周囲に助けてほしいこと、必要としている支援（あてはまるもの全て選択）



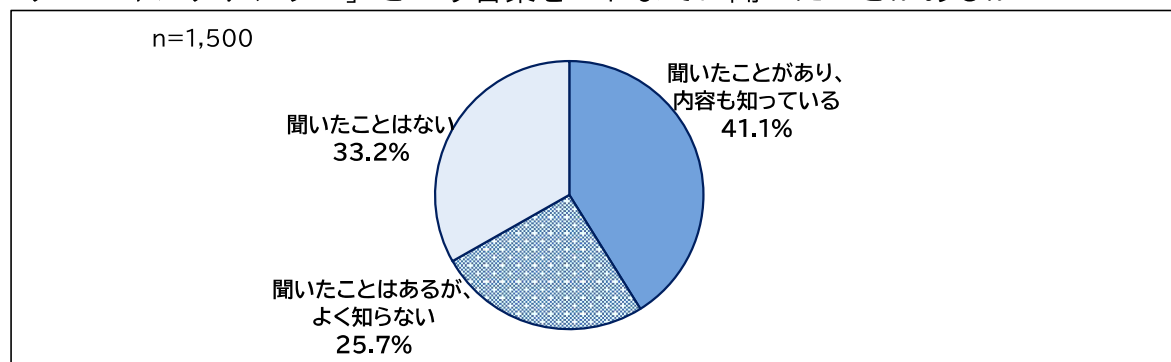
世話をしている家族がいる（いた）人が、周囲に助けてほしいことや、必要としている支援は、「公的な支援が受けられる相談窓口を教えてください」が111件（31.0%）で最も多く、次いで「家族の病気や障がい、ケアのことなどについてわかりやすく説明してほしい」が90件（25.1%）、「職場での理解が得られるようにしてほしい」が81件（22.6%）となっています。

キ 相談機関に相談しやすいと思う条件（あてはまるもの全て選択）



相談機関に相談しやすいと思う条件は、「24 時間いつでも相談できること」が 675 件 (45. 0%) で最も多く、次いで「匿名で相談できること」が 578 件 (38. 5%)、「メールやチャット、SNS で相談できること」が 542 件 (36. 1%) となっています。

ク 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあるか



「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあるかは、「聞いたことがあり、内容も知っている」が 617 件 (41. 1%)、「聞いたことはあるが、よく知らない」が 385 件 (25. 7%)、「聞いたことはない」が 498 件 (33. 2%) となっています。

(2) 市町へのヒアリング

①対 象：市町のヤングケアラー関連事業担当課

②調査方法：訪問による聴き取り

③調査期間：令和7年7月15日～令和7年10月3日

④主な調査結果：

ア ヤングケアラーに係る相談受付、個別支援件数

(令和6年4月1日から令和7年6月1日までの合計)

- ・18歳未満 相談受付145件 個別支援193件(24市町)
- ・18歳以上 相談受付 6件 個別支援 6件(4市町)

イ 18歳以上のヤングケアラー向けの相談窓口について

- ・13の市町が未定と回答

(相談があった場合、受け付けた窓口が対応可能な部署に案内)

ウ ヤングケアラー把握のための実態調査

- ・令和6年度 実態調査を実施した市町は7市町

【調査方法】

- ・小学校高学年や中学生へのオンラインによるアンケート調査
- ・小中学校教員に対する訪問または紙媒体による調査
- ・中学校担任による生徒への面談
- ・令和7年度 実施(予定)市町は9市町

エ ヤングケアラー支援に向けた取組状況

- ・支援員が家庭を訪問し家事支援等を行う訪問支援事業の実施
- ・面談や見守り継続などの支援
- ・周知、啓発(ポスターの掲示やリーフレットの配布など)
- ・学校訪問、関係機関との会議や情報共有 など

オ 今後必要と考える取組

- ・子ども自身がヤングケアラーを知る機会の充実(学校での研修やリーフレットの配付など)
- ・オンラインなど当事者が気軽に話せる場所の提供、相談できる環境づくり
- ・18歳以上の若者への相談支援体制の整備
- ・ヤングケアラーの負担軽減のため、ケア対象へのサービスの活用 など

(3) 当事者へのヒアリング

①対 象：ヤングケアラー・元ヤングケアラー 7 名

②調査方法：面談

③調査期間：令和 7 年 8 月 10 日～令和 7 年 10 月 6 日

④主な調査結果：

ア ケアの対象者 母親、父親、祖母、きょうだい

イ ケア対象者の状況 精神疾患、認知症、がん、視覚障がい など

ウ 悩みや困りごと

- ・進路や就職など親に相談するようなことを相談できる人がいなかった
- ・悩みをどこに相談したらよいか分からなかった
- ・（治療費がかかることなどによる）経済的な悩み
- ・外出の時間が制限される、体験格差、欲しいものを買えなかった など

エ 相談について

【相談しやすい人、方法、場所】

- ・家に来て様子を見て分かってくれる人（訪問看護師など）がいるとよい
- ・相談する相手がどんな人がわからないので生成 AI がよい
- ・支援施設の人にメールで相談ができたのは便利だった
- ・相談の入口として SNS が使いやすい
- ・同じような境遇の人が情報交換できるカフェがあるとよい
- ・子どもは行政のホームページは見ないので、学校が情報源になる
- ・当たり前のことだったので相談しなかった など

【どんなことを相談したいか】

- ・雑談を含めて自分の話を聞いてほしい、ヤングケアラーの心のケア
- ・具体的な助言をしてほしい（ケアの対象者の症状や状況に対し施設入所など、どんなことができるのか、解決策） など

オ 望ましい支援

- ・ヤングケアラーについて知ってもらうための啓発活動
- ・相談窓口や支援について、広報や SNS 等によるプッシュ型の周知
- ・メールによる相談対応
- ・話を聞いてくれること、親に相談するようなことを相談できる人
- ・気持ちを吐き出せる場所、誰でも相談室など行きやすい場所の提供
- ・同じ境遇の人とのつながりを持てる場の提供
- ・アウトリーチ型支援（訪問診療）の拡充 など

3 課題

アンケート調査では、世話をしている家族がいる（過去にいた）方が「必要としている支援」は、「公的な支援が受けられる相談窓口を教えてください」が最も多く、相談窓口が十分に周知できていないと考えられます。

また「相談機関に相談しやすいと思う条件」では、「24 時間いつでも相談できること」「匿名で相談できること」「メールやチャット、SNSで相談できること」が多くなっており、これらが利用しやすい相談窓口の条件として考えられます。

市町へのヒアリングでは、18 歳以上の若者に相談支援を行った件数は4市町6件であり、18 歳未満と比べると少なくなっています。18 歳以上の若者を含めたヤングケアラー支援に向けて、若者も利用できる相談体制の整備、当事者や関係機関等への周知・啓発が必要です。

当事者ヒアリングでは、話を聞いてほしい、制度や情報を知りたい、同じ境遇の人とのつながりを求める意見が多くあったことから、当事者や支援者向けに交流する場が必要です。

調査全体からは、家族の世話をしている子ども・若者の多くが悩みや問題を抱えている現状があることから、ヤングケアラーを適切な支援につなげるため、市町を含めた関係機関等へ支援を行うことで、18 歳以上の若者を含めたヤングケアラーに対する支援体制の整備を進める必要があります。

4 今後の取組予定

調査の内容については今後分析を進めるとともに、以下のとおり県として広域的な取組を推進し、ヤングケアラーへの支援体制の充実に向けて検討していきます。

（1）相談窓口の整備

24 時間いつでも、匿名で、SNSで相談できることなどが望まれていることから、18 歳以上の若者のヤングケアラーも含めたLINE相談窓口やサポート体制を整備します。

（2）当事者や支援者向けの交流の場の設置

当事者へのヒアリングでは、相談相手として同じ境遇の人とのつながりを求める意見が多くあったことから、当事者や支援者向けに交流する場を設けることでヤングケアラーへの支援を行います。

（3）周知・啓発の実施

18 歳以上の若者を含めたヤングケアラーについて、子どもや若者に対してリーフレットやSNSを活用して周知・啓発を図るとともに、出前講座や講演会の開催により県民の認知度向上に取り組みます。

（4）市町等関係機関への支援、研修の実施

引き続き、ヤングケアラー・コーディネーターを県庁に配置し、市町が実施するヤングケアラーの実態把握や具体的な取組への支援を行います。また、ヤングケアラーを適切に把握して支援につなげるため、学校と市町との情報共有・連携の強化に向けたアセスメントシートの利用について働きかけるほか、学校、地域、医療、福祉等の関係者に対して研修を実施し、ヤングケアラーを見つけるための意識やノウハウを学ぶことで、早期発見や支援につながる取組を進めていきます。

3 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年9月16日～令和7年11月24日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会
2 開催年月日	令和7年9月24日
3 委員	会 長 山本 壽人 委 員 安部 悦子 他2名
4 諮問事項	令和7年度一斉改選に伴う民生委員・児童委員候補者の審査について
5 調査審議結果	令和7年12月1日に改選される民生委員・児童委員、主任児童委員の候補者3,624人を適任とした。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和7年9月29日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委 員 鬼塚 俊明 他4名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校におけるいじめ事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年10月6日
3 委員	委員長 高橋 彩 委 員 田尻 由希子 他3名
4 諮問事項	三重県視覚障害者支援センター指定管理候補者選定に関する審査について
5 調査審議結果	選定委員会において審査を行った結果、社会福祉法人三重県視覚障害者協会が指定管理候補者として適任であるとの審議結果となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年10月10日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について 被措置児童等虐待事例に関する報告について 子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）の骨子案における主な取組の方向性についての意見聴取を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえこどもの城指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年10月17日
3 委員	委員長 平松 喜代江 委 員 紀平 理絵 他2名
4 諮問事項	みえこどもの城指定管理候補者選定に関する審査について
5 調査審議結果	選定委員会において審査を行った結果、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団が指定管理候補者として適任であるとの審議結果となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年10月17日
3 委員	委員長 平松 喜代江 委 員 紀平 理絵 他2名
4 諮問事項	三重県母子・父子福祉センターにおける指定管理者の候補者選定について
5 調査審議結果	選定委員会において審査を行った結果、一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会が指定管理候補者として適任であるとの審議結果となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年10月20日
3 委員	委員長 高橋 彩 委員 田尻 由希子 他3名
4 諮問事項	三重県身体障害者総合福祉センター指定管理候補者選定に関する審査について
5 調査審議結果	選定委員会において審査を行った結果、社会福祉法人三重県厚生事業団が指定管理候補者として適任であるとの審議結果となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	令和7年10月21日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他4名
4 諮問事項	1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について 2 海外での診療実績における取り扱いについて
5 調査審議結果	1 8名の医師について書面により審査し、すべて同意された。 2 今後の運用について、確認を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年11月7日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について 被措置児童等虐待事例に関する報告について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年11月12日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）の中間案についての意見聴取を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和7年11月14日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他2名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親7件、養子縁組里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和7年11月18日
3 委員	会長 中北 裕子 副会長 松井 保偉 委員 西川 純忠 他10名
4 諮問事項	「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023－2026）」の実績及び取組について
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	